

小平市高齢者保健福祉計画 小平市介護保険事業計画

住み慣れた小平で、
いきいきと笑顔で暮らせる地域社会を目指して

(平成21年度～23年度)



平成21年3月

小平市

小平市高齢者保健福祉計画 小平市介護保険事業計画 の策定にあたって



わが国の急速な高齢化の進行により、高齢者を取り巻く生活環境が大きく変化することが予測されます。小平市においても、本計画期間中におおよそ5人に1人が高齢者となり、今後とも高齢化が加速していくことが推計されています。こうした状況のもと、地域の中でいつまでも自分らしく安心して暮らし続けていくために、活力ある高齢社会を構築していくことが重要となっています。

平成12年4月に始まった介護保険制度も、平成18年の制度改正を経て、介護予防給付、地域密着型サービス、地域支援事業（地域包括支援センター等）が創設され、できる限り介護を必要としない状態の継続や介護の重度化を防ぐことに重点をおいた介護予防重視型システムへの転換を図ってまいりました。

平成18年に策定した高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成18年度～20年度）が終了することから、高齢者保健福祉関連事業や介護保険事業をさらに充実させるために、この計画を一体的に見直し、平成21年度から23年度の計画を新たに策定いたしました。

今回策定した第4期の介護保険事業計画は、第3期計画で設定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけの性格を有し、平成27年の高齢者介護のあるべき姿を見据えながら、今後3年間の具体的な事業の方向性やサービス見込量等を示す計画となります。

また、本計画では重点施策として、「見守り体制の充実」「地域密着型サービス」「地域支援事業」を掲げて取り組んでいくことにより、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会を目指していくことといたしました。

この計画の推進にあたっては、行政だけではなく、市民の皆様をはじめ、保健・医療・福祉の関係機関・団体等とともに、連携・協働・相互扶助を図りながら進めていくこととしております。市民の皆様には、この計画の趣旨をご理解いただきますとともに、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに、この計画策定にあたり、小平市介護保険運営協議会委員の皆様、アンケート調査や市民懇談会等で貴重なご意見をいただきました皆様方に対し、心から御礼申し上げます。

平成21年（2009年）3月

小平市長 小林 正 則

目次

第1章 計画策定にあたって	1 ページ
1. 計画策定の背景	1 ページ
2. 計画の位置づけ	2 ページ
3. 計画の期間	3 ページ
4. 推計人口	3 ページ
第2章 市の現状と課題	6 ページ
1. アンケート実態調査から	6 ページ
2. 主な保健福祉サービスの現状と課題	19 ページ
第3章 計画の基本的な考え方	32 ページ
1. 計画の基本理念	32 ページ
2. 基本目標	32 ページ
3. 計画の体系	34 ページ
第4章 高齢者保健福祉計画の推進	36 ページ
1. 生きがい活動と社会参加の促進	36 ページ
2. 暮らしやすくするための環境整備	43 ページ
3. 健康づくりの推進	53 ページ
4. 思いやりのある地域づくりの推進	58 ページ
第5章 介護保険事業計画の推進	67 ページ
1. 介護サービスの利用者数等の推計	67 ページ
2. 介護保険事業の推進	71 ページ
3. 介護保険料	92 ページ
4. 介護保険サービスの円滑な推進	96 ページ
第6章 計画の推進体制	101 ページ
1. 計画推進体制の整備	101 ページ
2. 関係機関等との連携	101 ページ
3. 国・東京都への要請	102 ページ
資料編	103 ページ

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

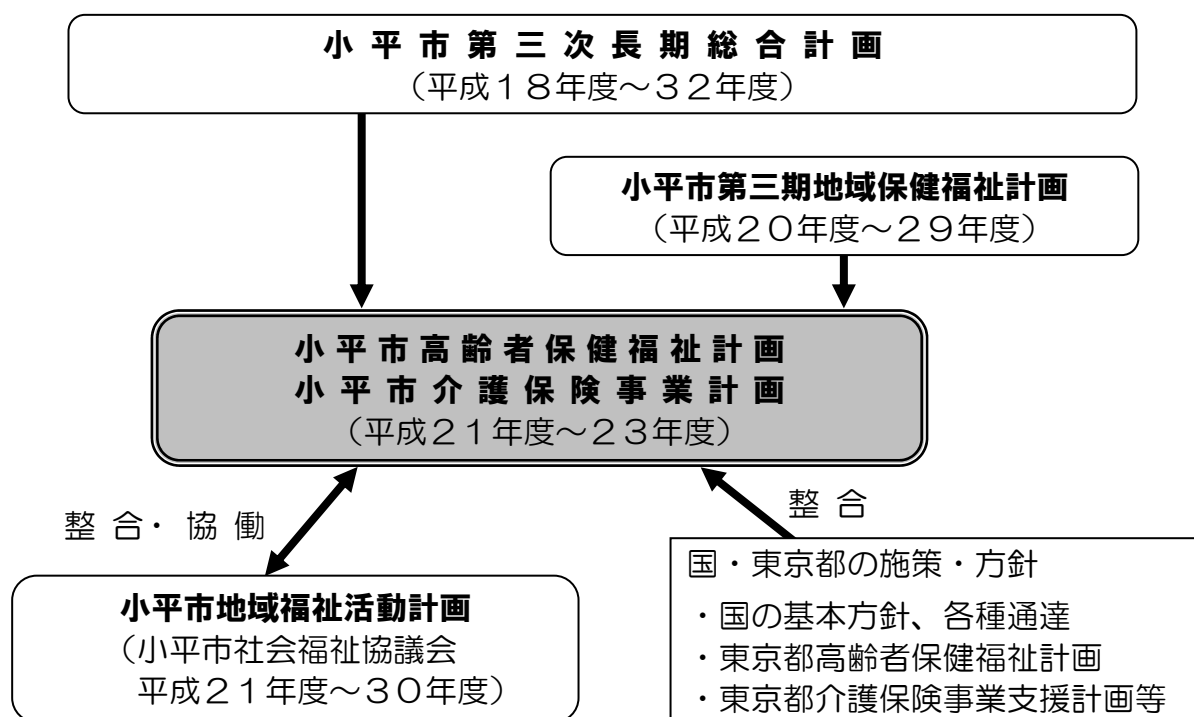
- これまでの3期にわたる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間を通じて、わが国全体及び小平市における高齢化の進行は著しく、生活習慣病や高齢に伴う疾病の増加、家族形態の変化に伴うひとり暮らし高齢者の増加等、高齢者保健福祉の基盤そのものがさらに変化してきています。
- 平成19年から平成21年にかけては、団塊の世代といわれる戦後の第一次ベビーブーム世代が60歳定年を迎えて大量退職し、さらに65歳を迎え、これまで以上に高齢化に拍車がかかることが予想されることから、活力ある超高齢社会の構築が急務となっています。
- 平成20年4月からは、医療制度改革の一環として「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」と改められ、新たに長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が始まりました。このことから、小平市においても生活習慣病の予防や、疾病の予防に向けて、高齢者の健診等の取り組みをさらに充実させていくことが重要となっています。
- 平成18年に介護保険制度の一部が改正され、これにより第三期介護保険事業計画では、介護予防給付及び地域支援事業の創設による予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設等が行われ、今回は、制度改正後の最初の計画見直しとなります。
- 小平市でも、今計画期間中には高齢化率^{*1}が20%を超えることが確実とみられ、特に75歳以上の高齢者の人口が急増していくことが予想されますが、これまでの介護サービスや福祉サービスの基盤整備の上に、健康で生きがいのある生活を持続できるような地域づくりを進めていく必要があります。

*1 一般に、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が7%～14%を高齡化社会、14%～21%を高齡社会、21%以上を超高齡社会といひます。

- ・本計画は、安心できる豊かな高齢社会の実現を目指して、上位計画である小平市第三期地域保健福祉計画との整合性を図るとともに、小平市の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営にかかる指針及び目標を定め、策定するものです。

2. 計画の位置づけ

- ・高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の健康と福祉の増進を図るために定める計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、小平市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。
- ・本計画は、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に進めるため、両者を一体として策定するものであり、平成20年度からの10年間を計画期間とする小平市第三期地域保健福祉計画の高齢者分野として位置づけられるものです。



- ・第4期介護保険事業計画は、第3期事業計画で設定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけの性格を有し、平成27年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、推進していきます。

3. 計画の期間

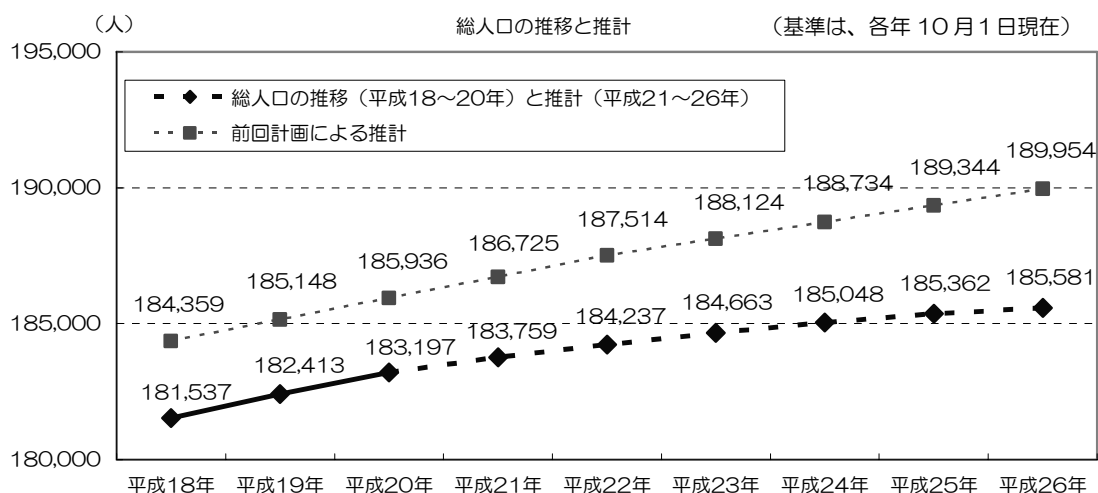
- ・平成17年度の介護保険法の改正により、介護保険事業計画は3年を1期とした計画期間となりました。
- ・本計画の対象期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。平成23年度に見直しを行い、新たな計画を策定することとします。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小平市高齢者保健福祉計画 小平市介護保険事業計画	前期計画			今期計画			次期計画		
小平市地域保健福祉計画	第二期		第三期（平成29年度まで）						

4. 推計人口

(1) 総人口の推移と推計

平成20年10月1日現在の小平市の総人口は183,197人で、前回計画の推計を下回っていますが、依然増加の傾向にあり、今後も緩やかに増加していくものと推計されます。

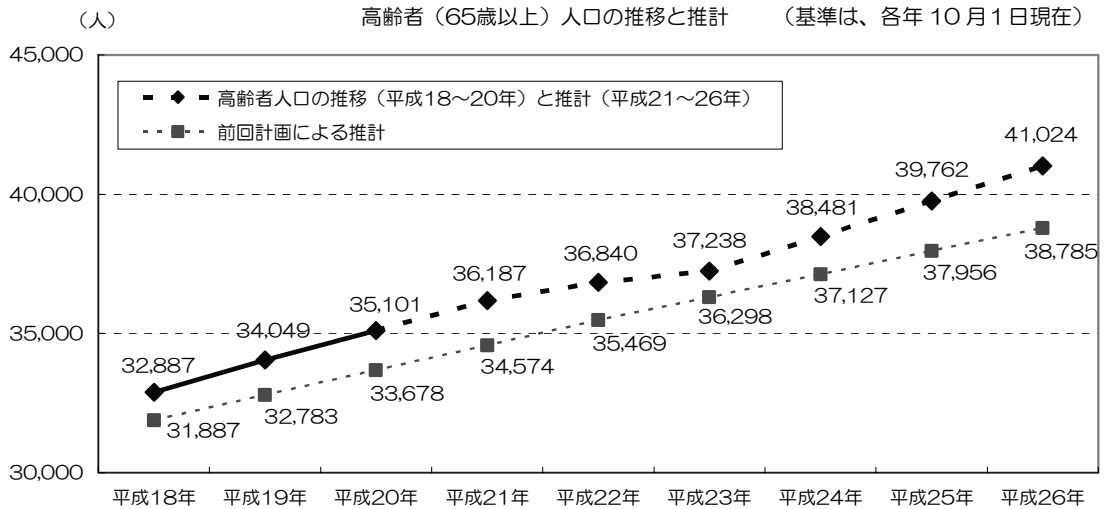


※ 平成16年～20年の住民基本台帳及び外国人人口を基にしたコーホート推計による。

※ コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことを意味します。

(2) 高齢者人口(第1号被保険者)の推移と推計

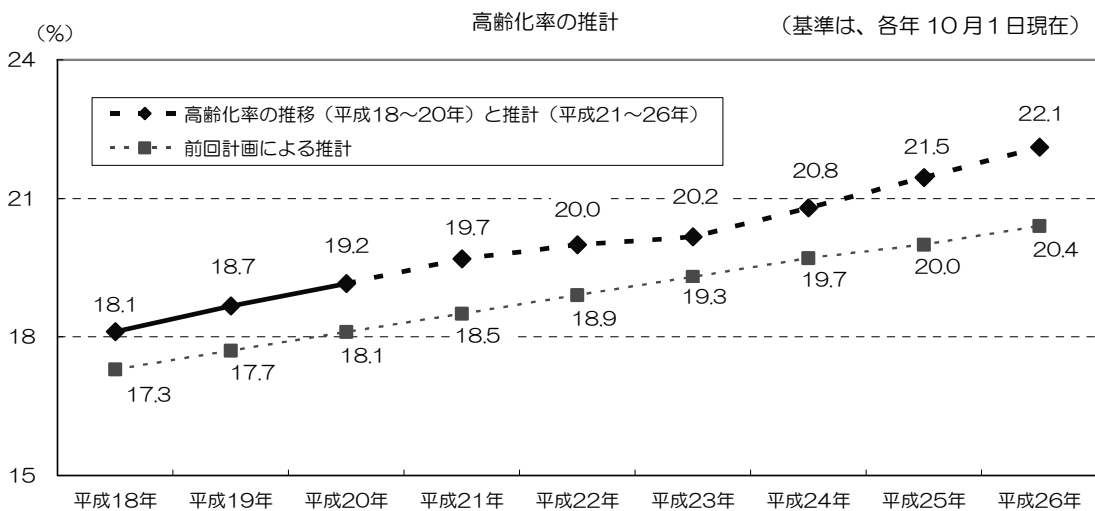
65歳以上の高齢者人口(第1号被保険者)については、平成20年までの実数で前回計画の推計を上回って推移しており、今後も増加し続けていくことが予想されます。



※ 平成16年~20年の住民基本台帳及び外国人人口を基にしたコーホート推計による。

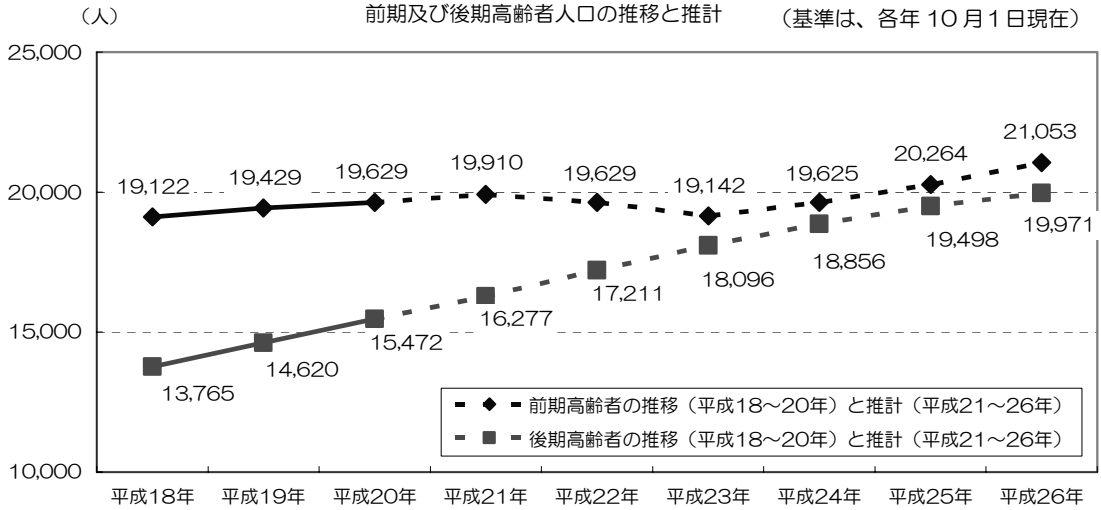
(3) 高齢化率の推移と推計

高齢化率(65歳以上人口の総人口に対する割合)についても、前回計画の予想を上回って推移しています。今後も、平成23年以降は20%を超えて高齢化が加速していくことが推計されます。



(4) 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移と推計

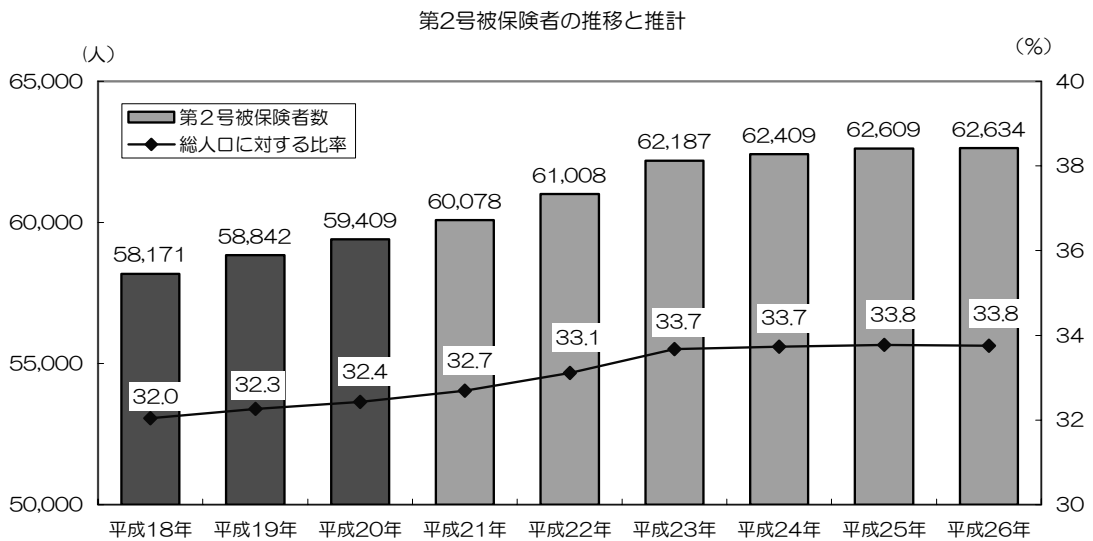
平成20年までの推移を見ると、前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）の間に大きな開きがありますが、今後、後期高齢者人口の増加により、平成23年以降は両者の差が縮小していくものと推計されます。



※ 平成16年～20年の住民基本台帳及び外国人人口を基にしたコーホート推計による。

(5) 第2号被保険者(40～64歳人口)の推移と推計

第2号被保険者（40～64歳）についても、その数は年々増加傾向にあり、平成23年以降は、62,000人を超えて推移していくことが推計されます。



※ 平成16年～20年の住民基本台帳及び外国人人口を基にしたコーホート推計による。

第2章 市の現状と課題

1. アンケート実態調査から

【 調査の概要 】

「高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況実態調査報告書（平成19年度調査）」及び平成16年度調査の概要は以下のとおりです。

（1）高齢者生活状況アンケート

平成19年度調査

市内在住の65歳以上の高齢者3,500人を対象に実施
回収件数2,415件（回収率69.0%）

平成16年度調査

市内在住の65歳以上の高齢者3,000人を対象に実施
回収件数2,262件（回収率75.4%）

（2）介護保険サービス利用状況実態調査

平成19年度調査

要支援・要介護認定を受けた被保険者（施設入所者を含む）
4,776人の中から2,500人を抽出して実施
回収件数1,591件（回収率63.6%）

平成16年度調査

要支援・要介護認定を受けた被保険者（施設入所者を含む）
4,186人を対象に実施
回収件数2,995件（回収率71.5%）

【 調査結果の見方 】

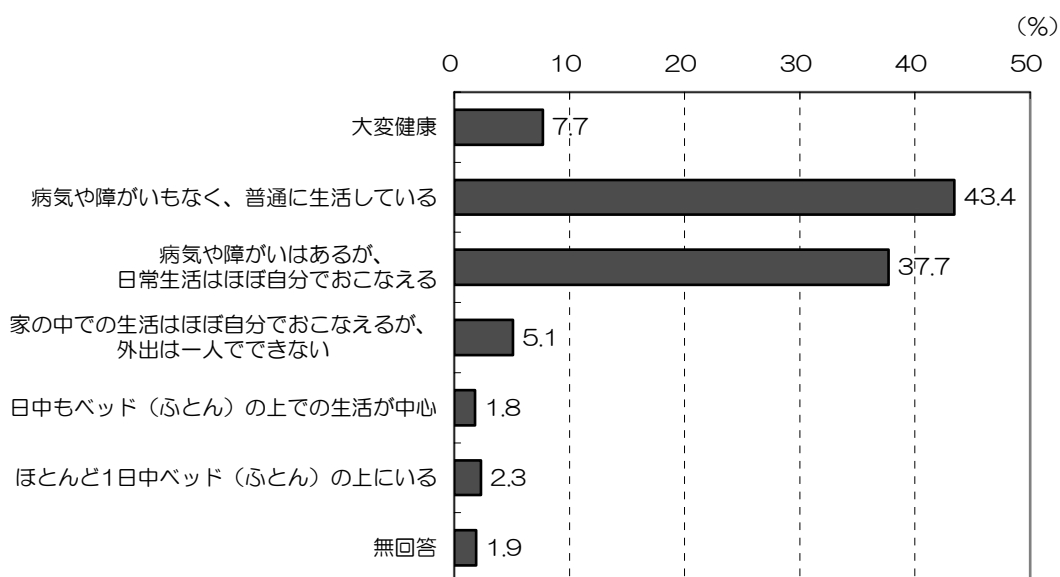
- グラフおよび表の「N」は回答数を表しています。
- 集計結果は、少数第2位を四捨五入して、それぞれの割合を示しているため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合、合計が100.0%を超える場合があります。

(1) 高齢者生活状況アンケート

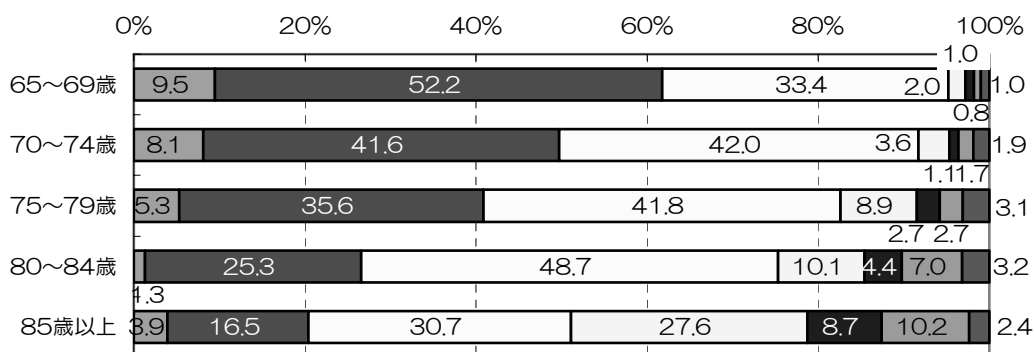
① 現在の健康状態

「大変健康」及び「病気や障がいもなく、普通に生活している」という方が約5割、「病気や障がいはあるが、日常生活はほぼ自分でおこなえる」という人をあわせると、回答者の9割近い方が健康面で自立した生活を営んでいる様子がうかがえます。年齢が高くなるに連れて「病気や障がいもなく、普通に生活している」方の減少が顕著となっています。

現在の健康状態（平成19年度調査） N=2,382



現在の健康状態と年齢（平成19年度調査）

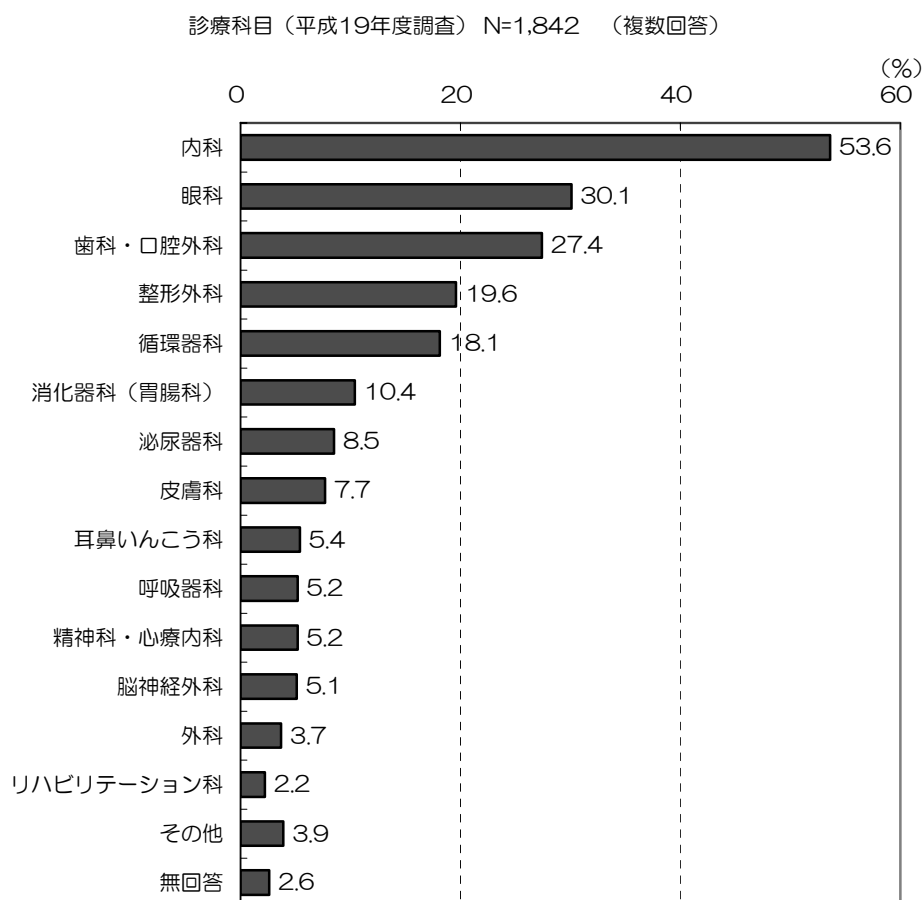
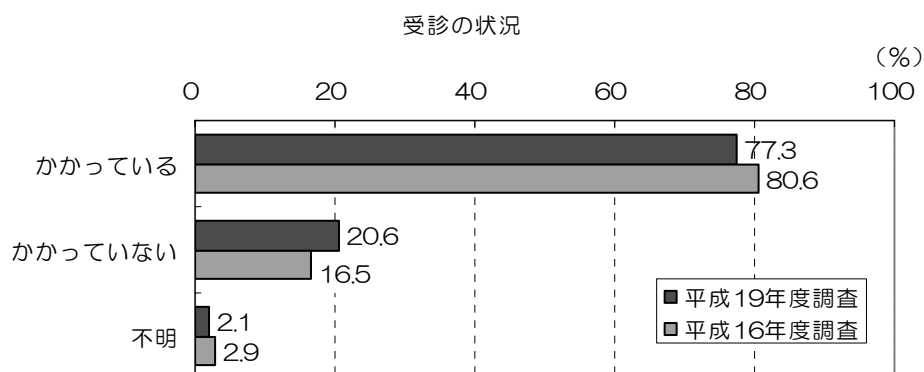


- 大変健康
- 病気や障がいもなく、普通に生活している
- 病気や障がいはあるが、日常生活はほぼ自分でおこなえる
- 家の中での生活はほぼ自分でおこなえるが、外出は一人でできない
- 日中もベッド（ふとん）の上での生活が中心
- ほとんど1日中ベッド（ふとん）の上にいる
- 無回答

② 受診の状況

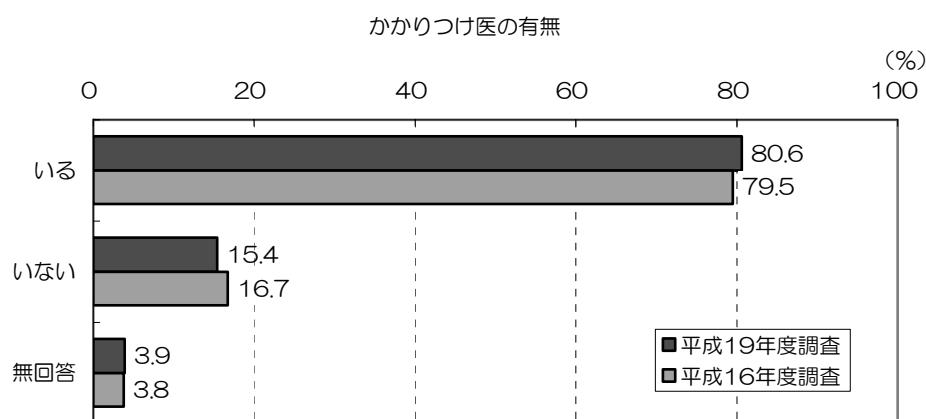
約8割の方が、病院や医院等にかかっていますが、平成19年度調査では、前回（平成16年度調査）に比較して、かかっている割合がやや減少しています。

平成19年度調査について、診療科目は「内科」が最も多く、「眼科」「歯科・口腔外科」と続いています。

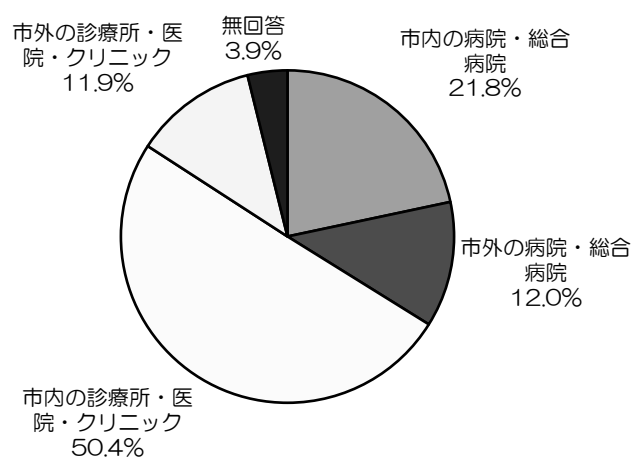


③ かかりつけ医

約8割の方にかかりつけ医がいます。平成19年度調査では、前回と比較してかかりつけ医のいる割合がやや増加しています。また、かかりつけ医の医療機関では、「市内の病院・総合病院」と「市内の診療所・医院・クリニック」をあわせて、市内の医療機関が7割以上を占めています。



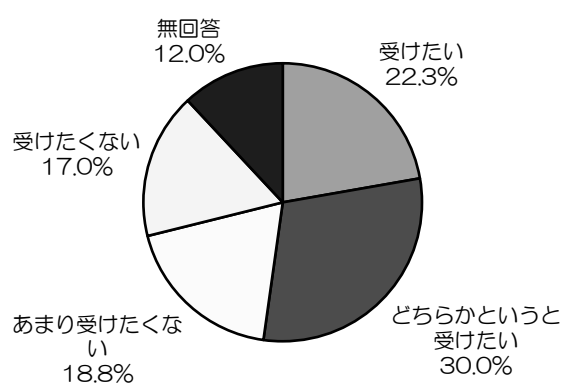
かかりつけ医の医療機関（平成19年度調査） N=1,921



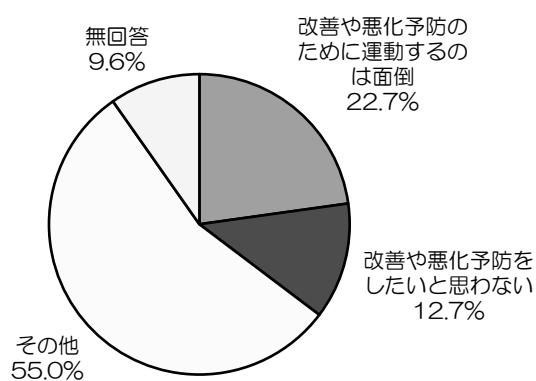
④ 介護予防事業への参加意向

介護予防事業に関しては、「受けない」及び「どちらかというとならない」をあわせて5割以上の方が参加への意向を示しています。介護予防事業への不参加の理由としては、2割以上の方が「改善や悪化予防のために運動するのは面倒」と回答しています。

介護予防事業への参加意向（平成19年度調査） N=2,382

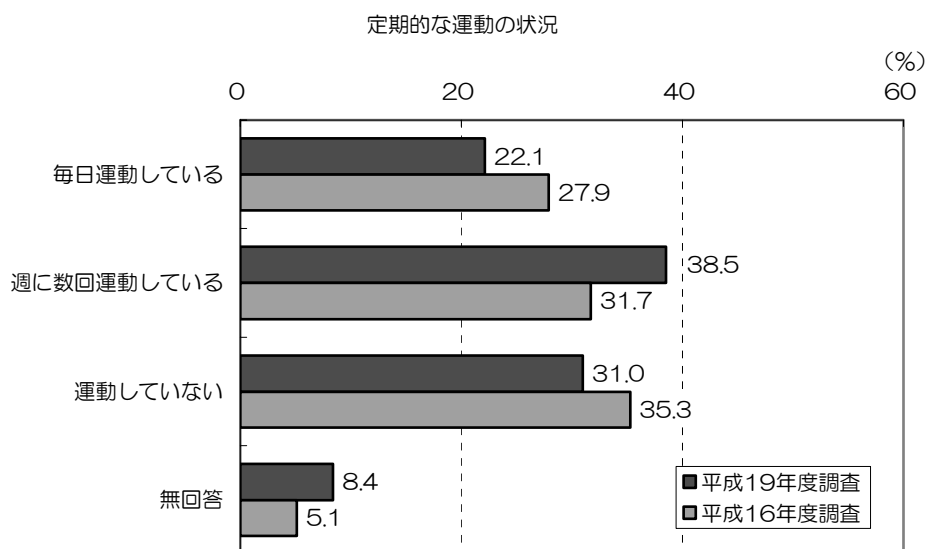


介護予防事業へ不参加の理由（平成19年度調査） N=851

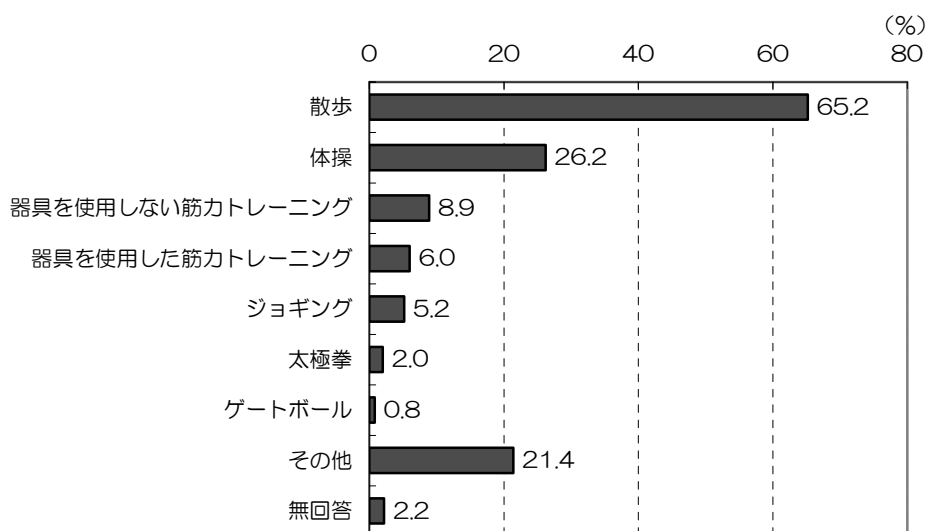


⑤ 定期的な運動の状況

約6割の方が、毎日もしくは週に数回の定期的な運動をしています。平成19年度調査では、前回に比較して毎日運動している方の割合が減少しています。定期的に行っている運動としては、「散歩」が最も多く、「体操」がそれに次いでいます。



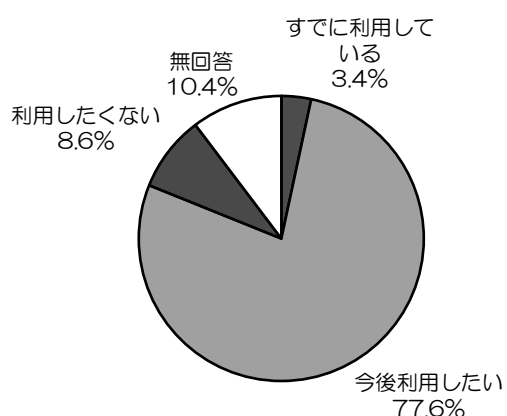
行っている運動の種類（平成19年度調査） N=1,444 （複数回答）



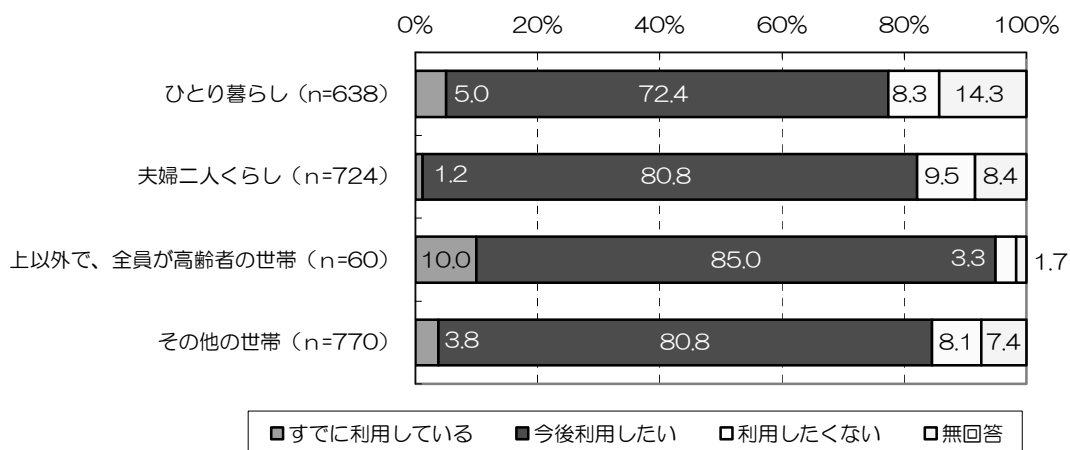
⑥ 地域包括支援センターの利用意向

地域包括支援センターについては、「すでに利用している」という方が約3%ですが、8割近くの方が「今後利用したい」と答えています。家族の状況別でみると、全員が65歳以上の世帯では、「すでに利用している」割合が1割を占めています。

地域包括支援センターの利用意向（平成19年度調査） N=2,382

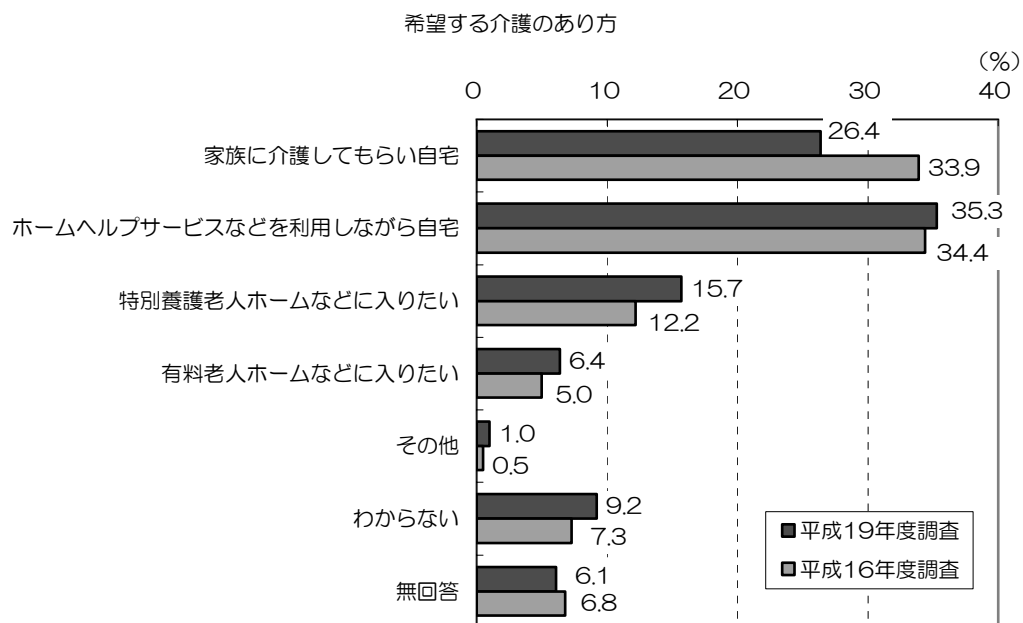


地域包括支援センターの利用意向と家族形態（平成19年度調査）

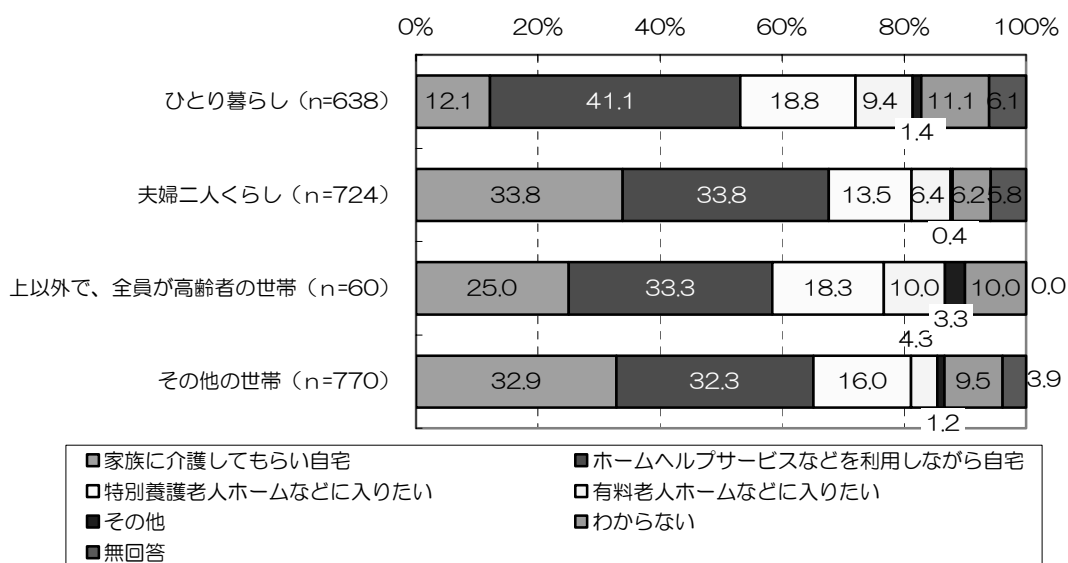


⑦ 希望する介護のあり方

平成19年度調査では、前回に比較して「家族に介護してもらい自宅」の割合が低下し、特別養護老人ホームや有料老人ホームなど施設への入所希望が増えています。しかし、自宅で生活を希望している割合は全体の6割以上を占めています。

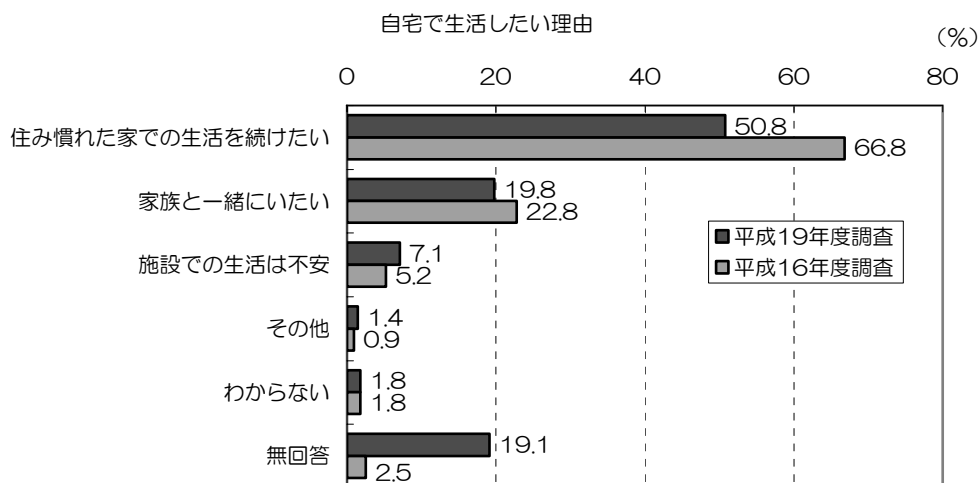


希望する介護のあり方と家族形態（平成19年度調査）



⑧ 自宅で生活したい理由

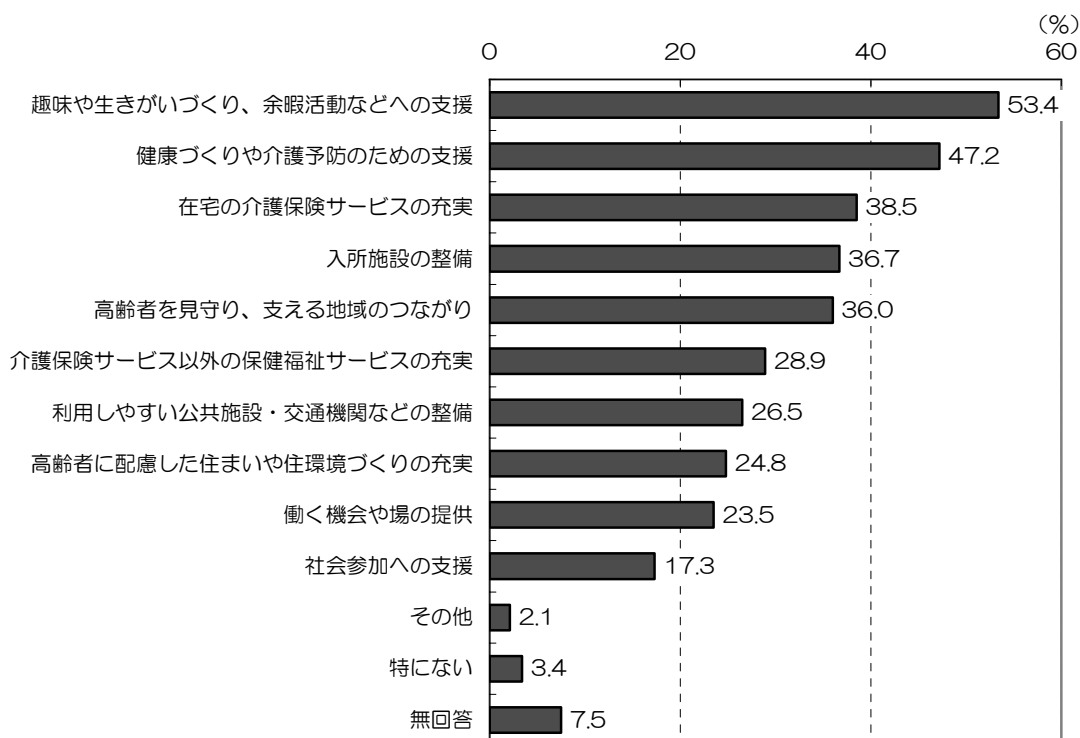
平成19年度調査では、「住み慣れた家での生活を続けたい」や「家族と一緒にいたい」という割合が前回の調査に比べて低下していますが、依然として、7割近くが自宅での生活を希望しています。



⑨ 重要と思う高齢者福祉の取り組み

重要と思う高齢者福祉の取り組みについては、「趣味や生きがいがづくり、余暇活動などへの支援」が最も多く、「健康づくりや介護予防のための支援」がそれに次いでいます。

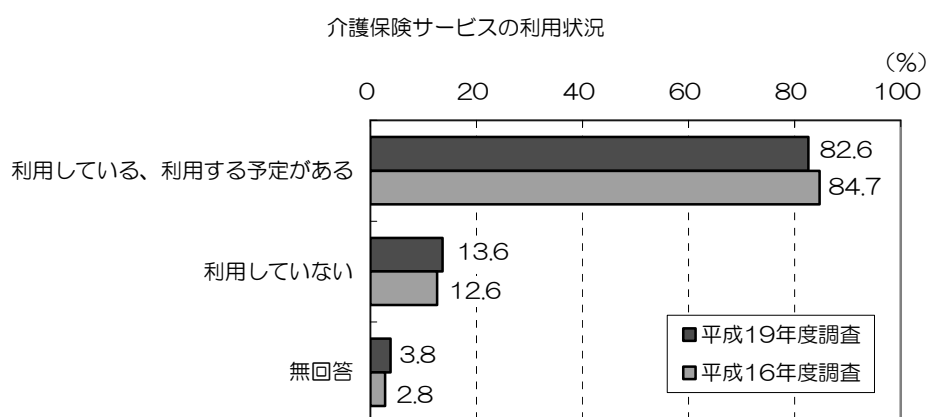
重要と思う高齢者福祉の取り組み (平成19年度調査) N=2,382 (複数回答)



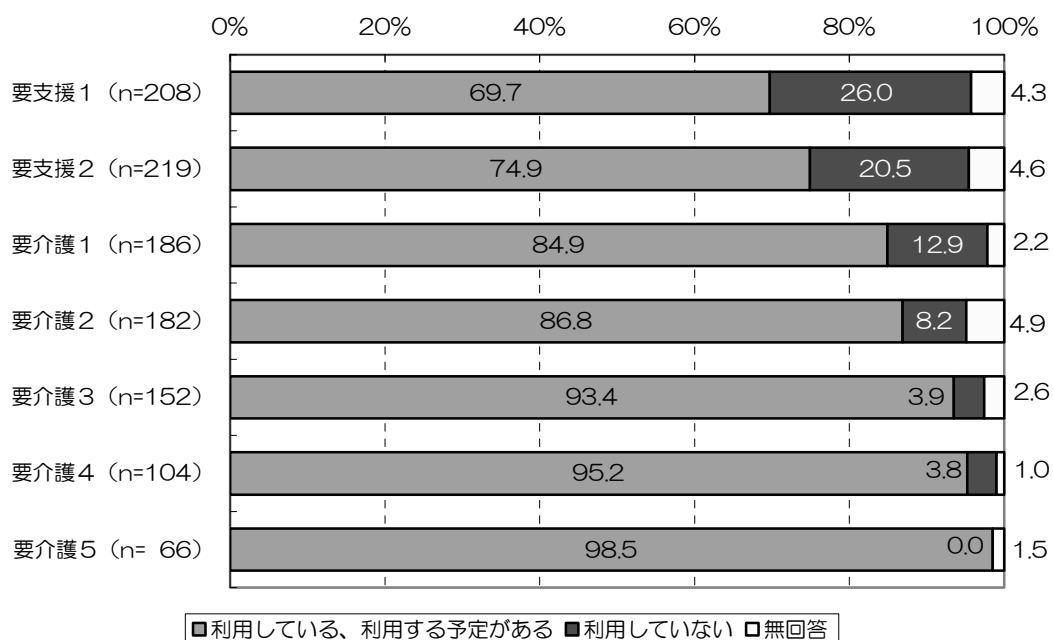
(2) 介護保険サービス利用状況実態調査

① 介護保険サービスの利用状況

要支援・要介護認定を受けている在宅者の約8割が、介護保険サービスを「利用している、利用する予定がある」と回答していますが、平成19年度調査では、前回に比較してその割合がやや低くなっています。なお、要介護度が重いほど、「利用している、利用する予定がある」の割合が高くなっています。

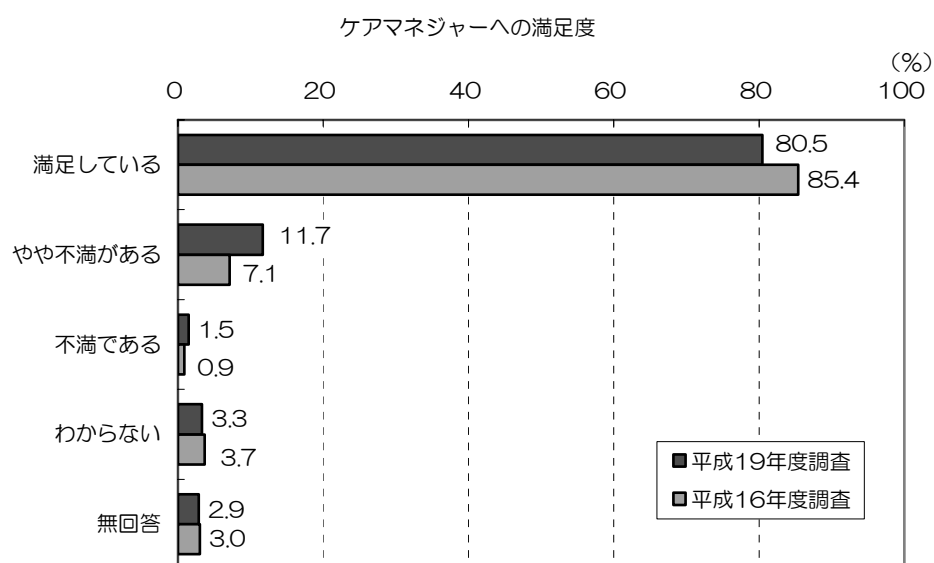


介護保険サービスの利用状況と要支援・要介護度（平成19年度調査）

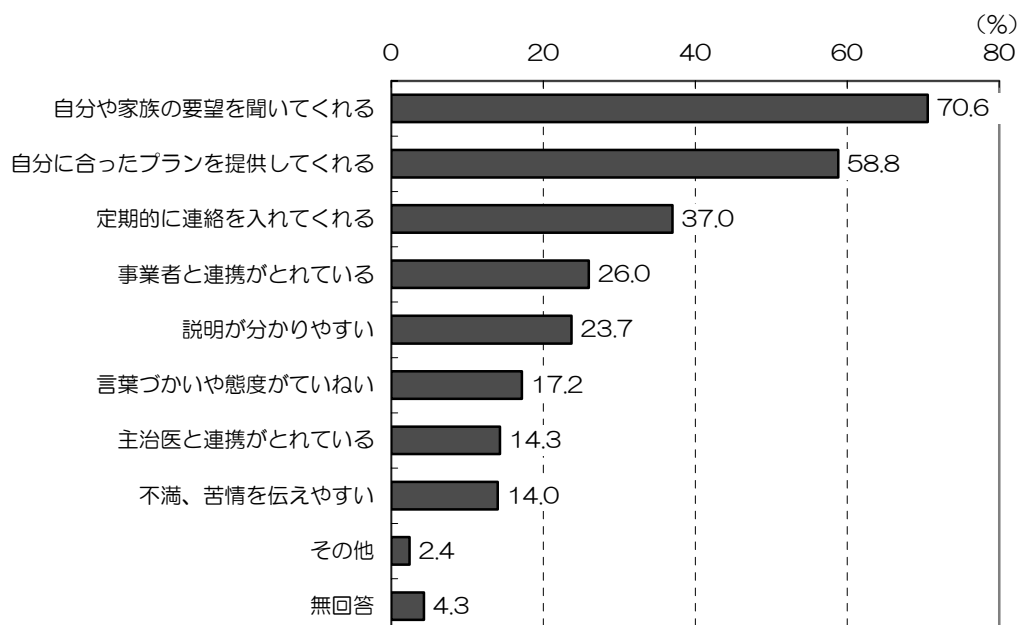


② ケアマネジャーの対応に対する満足度

ケアマネジャー（介護支援専門員）の対応には、約8割の方が満足していますが、平成19年度調査では、前回より「満足」の割合が減り、「やや不満がある」割合が高くなっています。ケアマネジャーに求めるものでは、「自分や家族の要望を聞いてくれる」が最も多く、「自分に合ったプランを提供してくれる」が続いています。

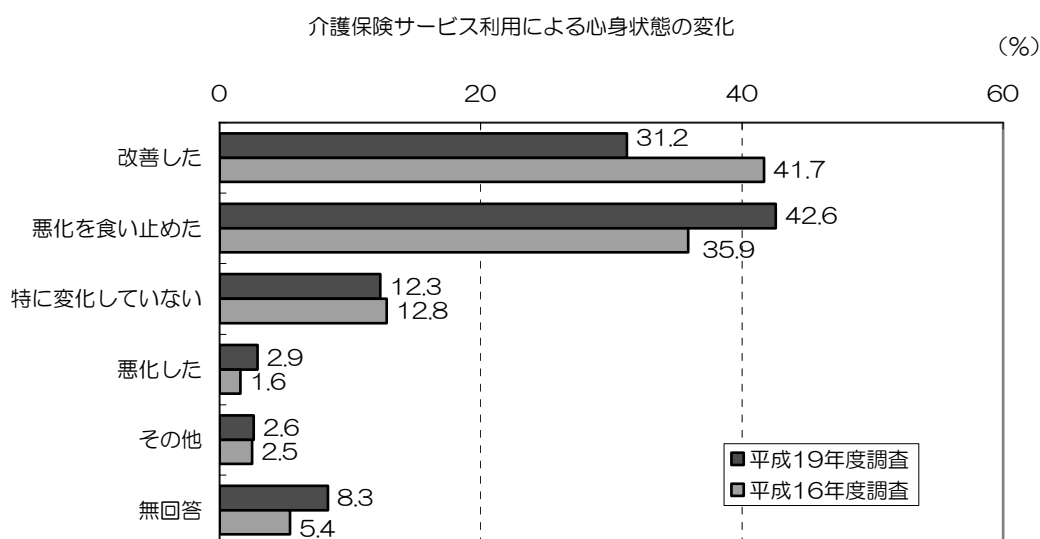


ケアマネジャーに求めるもの（平成19年度調査）N=657（複数回答）

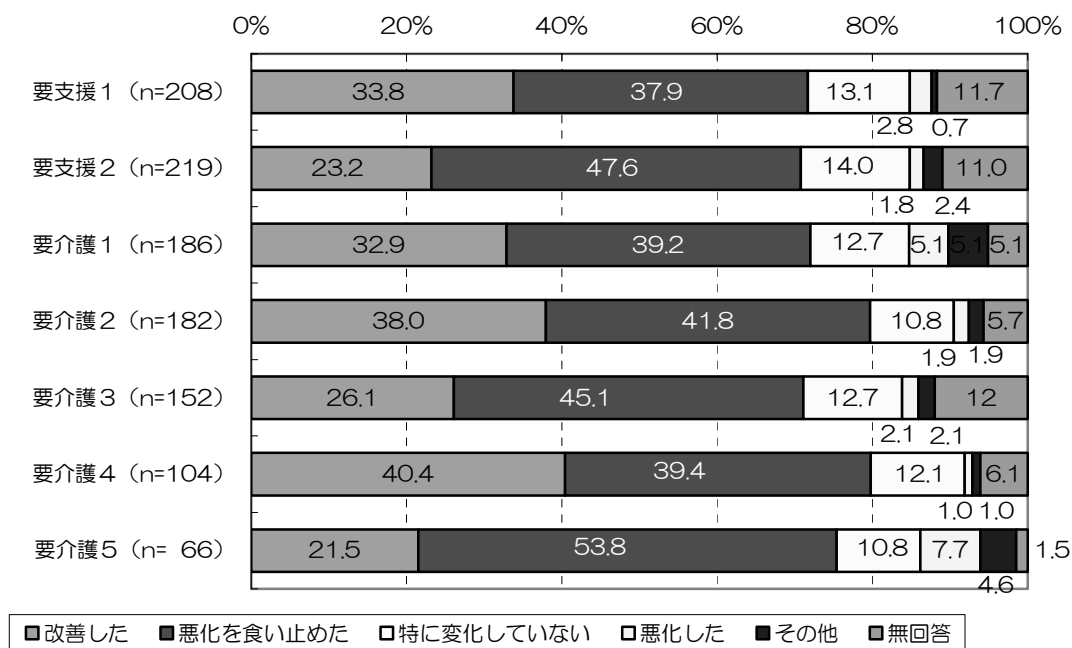


③ 介護保険サービス利用による心身状態の変化

介護保険サービス利用による心身状態の変化については、平成19年度調査では「改善した」という割合は減少しているものの、「悪化を食い止めた」という割合は増加しています。



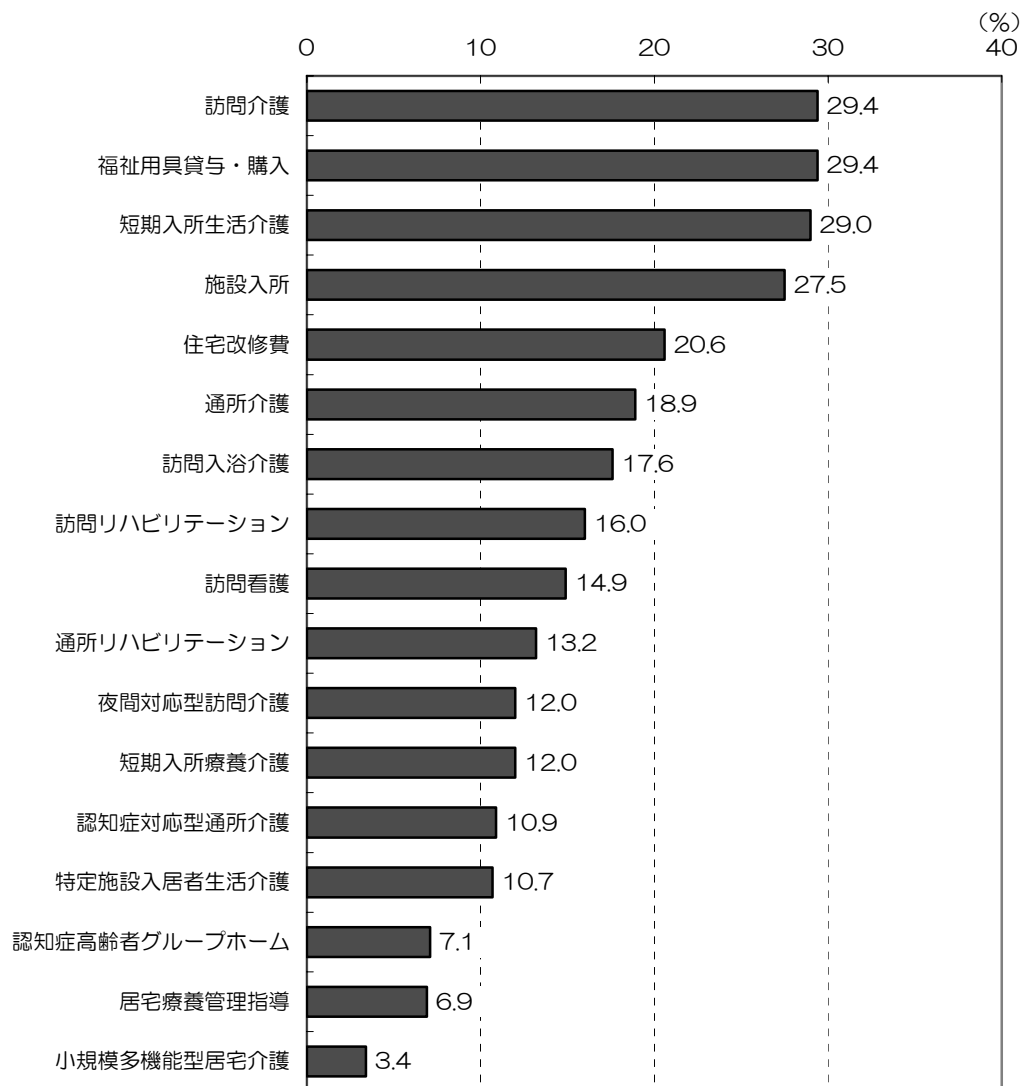
介護保険サービスの利用による心身状態の変化と要支援・要介護度 (平成19年度調査)



④ 今後新たに利用したいサービス

現在、介護保険サービスを「利用している、利用する予定がある」を選んだ方について、今後の利用希望は、「訪問介護」「福祉用具貸与・購入」「短期入所生活介護」「施設入所」等が3割近くとなっています。

今後新たに利用したいサービス（平成19年度調査）N=476（複数回答）



2. 主な保健福祉サービスの現状と課題

(1) 生きがいのある、住みよい生活の実現

① 社会活動への支援

【現状】

- ・市内には、高齢者が健康で豊かな生活を送るために自主的に組織した団体として、地域ごとに高齢クラブがあり、友愛活動として地域のひとり暮らしやねたきりの高齢者家庭への訪問活動等を行っています。地域の高齢者の活動の場の一つとして機能し、活気ある事業運営を行っています。
- ・高齢者活動の場として、市内には福社会館、高齢者館（ほのぼの館、さわやか館）等があり、多くの高齢者が利用しています。また、福社会館内には、軽作業を行うための高齢者作業室を設置し、高齢者同士が軽作業を行いながら、生きがいと仲間づくりを進めています。
- ・高齢者の閉じこもりの発見や防止に努めていくために、ほのぼのひろば^{*1}等では、地域のボランティアや民生委員児童委員と連携しています。

【課題】

- ・今後も、高齢クラブによる自主的な地域活動への支援を行う必要があります。
- ・団塊の世代等を高齢クラブ等の活動に取り込み、活性化を図る必要があります。
- ・引き続き、高齢者の閉じこもりの発見や防止に努めていくために、地域で高齢者を支えるネットワークづくりを進めていく必要があります。

*1 ほのぼのひろば（社会福祉協議会）：

ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者を対象に地域ボランティアや民生委員児童委員の協力を得て、高齢者同士の交流の場として、地域センター等で歌や談話、軽い体操、陶芸等を行います。

- ・民生委員児童委員が見守り活動に参加することで、より一層地域との交流を深めてもらうことが必要です。

② スポーツ・学習・余暇への支援

【現状】

- ・スポーツを通じた高齢者の健康増進に向けて、高齢者運動会をはじめ、健康体操教室、歩け歩け会・つどい等、各種スポーツ教室やレクリエーションを開催しています。
- ・民謡、民踊、新舞踊・詩吟等の発表の場として高齢者芸能大会の開催や、教養、趣味等、総合学習の場として高齢者学級（シルバー大学）を開催し、高齢者を対象とした学習機会の提供や学習活動への支援を行っています。
- ・療育音楽教室では、元気な高齢者の介護予防のための歌や楽器の演奏を行い、毎年600人前後の参加者がみられます。また、高齢者に菜園の貸し出しを行う生きがい菜園では、平成18年度に小川町一丁目菜園に14区画を増設し生きがい活動の支援を行っています。

【課題】

- ・平成19年度に実施した高齢者生活状況アンケート結果では、「趣味や生きがいづくり、余暇活動などへの支援」への要望が5割を超え、重要な取り組みと考える方が最も多いことから、元気高齢者の生きがい活動や余暇活動等の、より積極的な展開を図っていく必要があります。
- ・高齢者のより自主的、自発的な生きがい活動を支援する必要があります。

③ 就労への支援

【現 状】

- ・高齢者の就労支援施策として、シルバー人材センター運営補助事業及び高年齢者職業相談事業を実施し、高齢者の就業を通じて生きがいの充実と社会参加を促進しています。
- ・小平市シルバー人材センターでは、主な事業として、庭木の手入れ、除草や家事援助、公共関係や一般企業の仕事のほか、市内の名所を案内するシルバーガイドや学習教室等を行っています。会員数はやや減少していますが、就業率は約8割に達し、受託件数は増加しています。
- ・福祉会館内にある「こだいら就職情報室」に都内全域及び近隣県のハローワーク求人情報を閲覧できるパソコンを設置し、ハローワーク担当者が職業の相談や紹介を行い、高年齢者職業相談を実施しています。平成18年度の新規求職登録者数は大きく増加し、就職者数も500人を超えています。

【課 題】

- ・高齢者の就労については、平成19年度に実施した高齢者生活状況アンケート結果でも、「働く機会や場の提供」を求める高齢者も少なくないことから、公共職業安定所（ハローワーク）やシルバー人材センターと連携して支援策を今後も推進していく必要があります。

④ 地域との交流

【現 状】

- ・福祉バザー（社会福祉協議会）を実施し、社会福祉協議会の活動の周知と活性化を図るとともに、高齢者への理解と高齢者福祉を推進しています。また、福祉バザーの売上金等を社会福祉事業に役立てています。
- ・小学校の空き教室を利用して高齢者と小学生との交流を行う高齢者交流室運営事業では、毎年2,500人前後の利用者があり、高齢者の介護予防と世代間交流、相互親睦の促進を図っています。

【課題】

- ・今後とも、元気高齢者等の経験や能力を、社会貢献的な地域活動等に積極的に活用し、高齢者の生きがいつくりと、ともに生きる地域社会づくりを推進していく必要があります。
- ・団塊の世代が高齢者となり、地域活動の担い手として期待されることから、これらの人々を対象とした地域活動推進体制の整備を進めていくことが重要です。
- ・高齢者と様々な世代が交流できるような仕組みづくりが望まれます。

⑤ ボランティア活動の育成・支援

【現状】

- ・社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティアをしたい方と、ボランティアの活動協力を望んでいる方との架け橋となり、高齢者や障がい者・障がい児、子ども等の地域生活に関する活動や、施設での活動支援を行っています。

【課題】

- ・福祉分野はもとより、学校教育や生涯学習分野等、地域の多様な活動分野と連携し、市民が取り組むボランティア活動や市民活動を推進し支援していく必要があります。
- ・高齢者でも始めることのできるボランティア活動に、地域で身近に参加することのできるきっかけをつくる仕組みが必要です。
- ・地域の新たなボランティア人材として、地域の中で専門的な資格を持った高齢者の潜在的な人材の掘り起こしも必要です。

⑥ 福祉のまちづくりの推進

【 現 状 】

- ・平成12年9月策定の「小平市福祉のまちづくり推進計画」の下では、建物、道路、公園等、公共施設のハード面のバリアフリー化*¹と、ソフト面での啓発活動等、両面から取り組みを行ってきました。
- ・小平市では、平成19年8月に策定した「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」に基づき、「だれもが住みよいまち“こだいら”」の実現に向けて、ノーマライゼーション*²を基本とした福祉のまちづくりを推進しています。

【 課 題 】

- ・だれもが暮らしやすい地域づくりのため、ノーマライゼーションのさらなる浸透を図っていく必要があります。
- ・平成19年度に実施した高齢者生活状況アンケートの調査結果では、「利用しやすい公共施設・交通機関などの整備」への要望が3割近いことから、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン*³への配慮を進めるとともに、移動制約のある高齢者に対する移動支援を充実していく必要があります。

*1 バリアフリー化：

高齢者や障がいのある方にとって障壁となる部分を取り除くこと。段差をなくしたり、スロープをつけたりすること。

*2 ノーマライゼーション：

障がいのある方もない方も、同じ条件で生活ができるような環境づくりを進めていくこと。

*3 ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、身体状況等にかかわらず、誰もが利用しやすいように、建物や製品、生活空間等をデザインすること。

⑦ 住居内環境の整備

【現 状】

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加していく中で、自宅（在宅）で安心して生活できるよう、緊急通報システムや家具転倒防止器具取付費補助、高齢者火災安全システム等の事業を実施しています。

【課 題】

- ・今後も住居内環境において、安全上の課題や、緊急時の連絡等に課題を抱えるひとり暮らし高齢者等の実態把握に努めるとともに、利用しやすい制度運営を図っていく必要があります。
- ・高齢者の実態把握に努める上で、地域包括支援センターで実施する見守り事業等を活用し、必要な施策の案内等を行っていくことが必要です。

⑧ 住居への補助

【現 状】

- ・住宅に困窮する高齢者に対する高齢者住宅（シルバーピア）の運営と、介護保険の対象とならず自立支援高齢者と判定された高齢者のうち該当する方に、自立支援住宅改修給付事業を行っています。

【課 題】

- ・手すりの取り付け等の住宅改修に関する相談が多く、これまで以上に制度の周知が必要です。
- ・平成19年度に実施した高齢者生活状況アンケート結果で、「高齢者に配慮した住まいや住環境づくりの充実」を求める一般高齢者の割合は2割以上となっており、今後もよりよい居住環境に向けた整備や支援を充実していく必要があります。

⑨ 広報活動の充実

【現 状】

- ・高齢者事業・活動情報については、市報や、高齢者福祉だより「明るいまち」、「社協だより」の高齢関係の機関紙等の配布のほか、小平市ホームページ、社会福祉協議会ホームページ等からの情報発信を行っています。
- ・平成19年度に実施した高齢者生活状況アンケート結果では、高齢者が福祉情報を入手する手段として、「市の広報誌」が「テレビ・ラジオ」や「新聞・雑誌・書籍」と並んで5割以上の高い割合を占めています。「インターネット」については1割未満の活用状況でした。

【課 題】

- ・今後は、誰にでもわかりやすい表現による情報提供や、ポスター・チラシを活用した情報提供を行っていく必要があります。また、小平市ホームページ内容の充実、社会福祉協議会における活動内容の周知を図っていく必要があります。

(2) 健康づくり、介護予防、権利擁護

① 健康づくりの推進

【現 状】

- ・市民一人ひとりが健康への関心を持ち、健康づくりを楽しみながら継続することができるよう、事業を実施しています。各種健（検）診では、疾病の早期発見、早期治療に努め、各種健康教室・健康相談では現在の健康状態の維持・向上、または低下しないよう支援を行っています。また、「小平市健康フェスティバル」を開催し、健康づくりの普及啓発を図っています。

【課 題】

- ・平成19年度に実施した高齢者生活状況アンケート結果でも「健康づくりや介護予防のための支援」への要望は5割近くと高いことから、今後も、保健サービスに関する関係機関との連携を強化し、生涯を通じた健康づくりができるような取り組みを進めていく必要があります。

- ・年齢が高いほど身体状況が悪化している状況がうかがえるため、各種健（検）診や各種健康教室・健康相談を通して、健康維持、増進を図っていくことが大切です。
- ・介護予防事業との連携を強化し、健康に関する関心を高めていく必要があります。

② 介護予防の推進

【現 状】

- ・生涯を通じた健康づくりを進めるため、若いときから健康的な生活習慣を身につけることができるシステムづくりと、介護予防の取り組みがなされています。
- ・介護予防の取り組みは、要支援・要介護になる前段階の方を対象に地域支援事業として実施されるもの、軽度者を対象に予防給付として実施されるもの、地域住民等の自主的な活動として実施されているもの等があります。

【課 題】

- ・今後も、これらのサービスが連続性・一貫性をもって提供されるよう、保健・福祉・医療の各種サービスを提供する機関や担当部局が連携し、利用者の立場に立ったサービスを確保することが大切です。
- ・介護予防事業の終了後の活動支援（自主サークル化）を検討することにより、高齢者同士で支え合う仕組み作りに努めます。
- ・高齢者ができるかぎり介護を必要としない生活の支援に努めていく必要があります。

③ 認知症の予防

【現状】

- ・75歳以上の方の約1割は認知症にかかると言われていますが、高齢になれば誰もがかかる可能性のある身近な病気です。しかし、認知症は早期に発見して、治療や適切なケアを行えば、症状を軽減したり、悪化をある程度防ぐことができる病気でもあります。小平市では認知症予防教室の開催等により、認知症高齢者の日常生活を支えるための取り組みを進めています。

【課題】

- ・認知症への理解を広めていくために、認知症予防の啓発活動や人材育成を継続していくことが必要です。
- ・認知症の疑いがある方には、専門の医療機関への情報提供、紹介を行い、早期発見・早期治療につなげていくことが重要です。
- ・認知症になる可能性の高い高齢者について、早期からの効果的な対応や具体的な活動ができるようなネットワーク形成が必要です。

④ 介護家族への支援

【現状】

- ・高齢者を介護している家族等を対象に、介護予防、介護者の健康づくりの知識・技能の取得及び介護者相互の交流を図ることを目的に、家族介護教室・家族介護者交流事業を実施しています。

【課題】

- ・平成19年度に実施した介護保険サービス利用状況実態調査結果では、要介護高齢者を介護している方の3割近くが65歳以上の配偶者となっており、今後も家族介護者の健康問題に配慮していくことが重要です。また、家族介護者のストレスや不安を周囲や地域の方が理解し、支えていくことができるような地域づくりを進めていく必要があります。

- ・家族介護教室については、地域包括支援センターで実施していますが、より多くの方に参加してもらえるようにするため、開催内容等について再検討していく必要があります。また、介護家族を支えるネットワーク形成が重要となっています。

⑤ 権利擁護

【現状】

- ・判断能力が不十分であるために契約行為や金銭管理等に支障がある認知症高齢者等を支援する成年後見制度、地域福祉権利擁護事業を推進していくために、成年後見制度推進機関として、平成19年度から「権利擁護センターこだいら」（社会福祉協議会）を設置しています。
- ・平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」とする。）」が施行され、小平市においても、地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の早期発見・防止に努めています。

【課題】

- ・成年後見制度等の利用の推進を図っていくために、成年後見人等の支援、地域ネットワークの活用、運営委員会の設置、社会貢献型後見人^{*1}等の養成等が重要です。
- ・今後とも、高齢者虐待防止に向けて、小平市、地域包括支援センター、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、警察等の関係機関の連携を強化するとともに、地域住民による見守り体制の充実を図っていく必要があります。

*1 社会貢献型後見人：

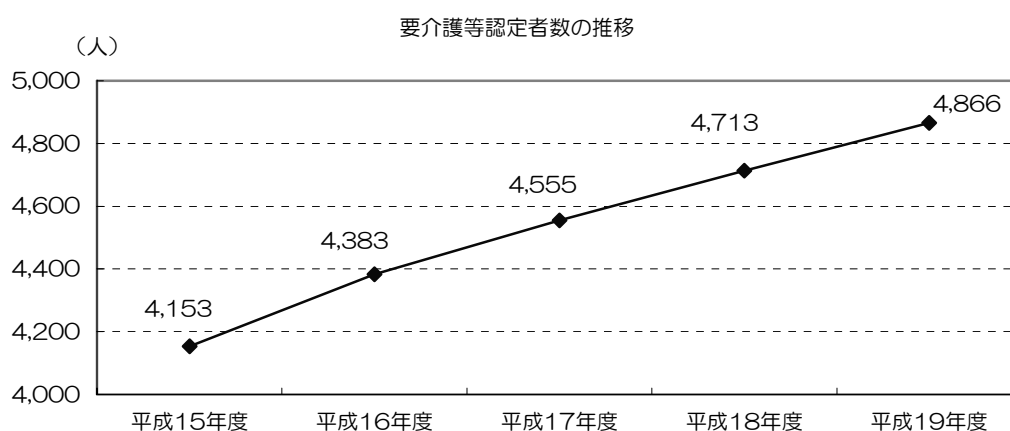
後見業務を担っている親族や弁護士等の専門家以外で、成年後見制度について理解し、社会に貢献する精神で後見業務等を担う人のこと。

(3) 介護保険事業

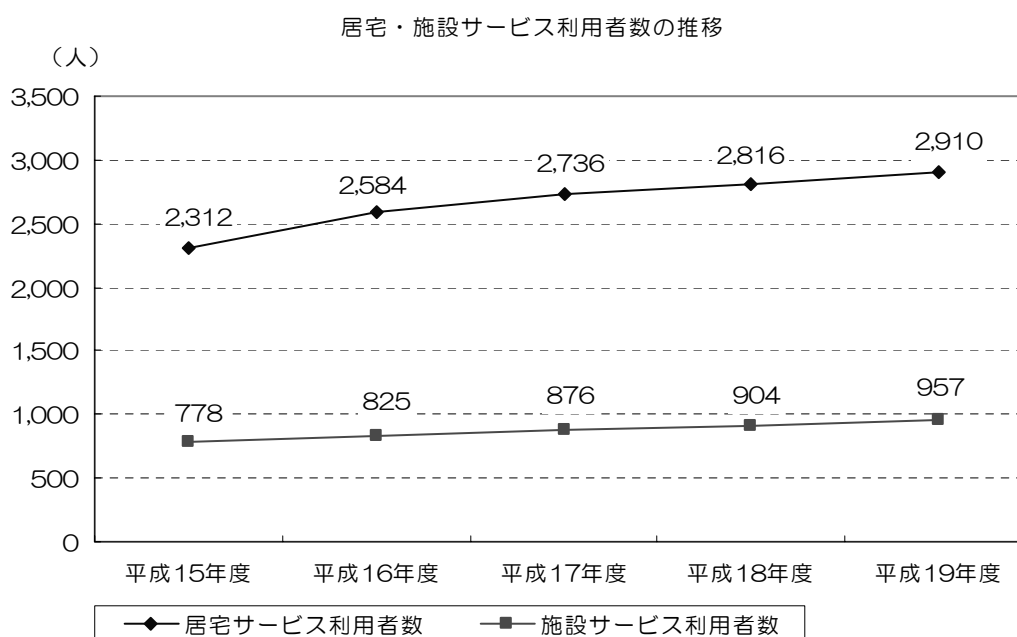
① 要介護等認定者数と居宅・施設サービス利用者数の推移

【現 状】

- ・要介護等認定者数は毎年増加しており、平成15年度から平成19年度までの4年間で約700人の増加となっています。
- ・居宅・施設サービス利用者数も年々増加しており、平成15年度から平成19年度までの4年間で、居宅サービス利用者が約600人、施設サービス利用者が約180人増加しています。



(資料：介護福祉課「平成19年度 介護保険事業の概要」、各年度末実績)



(資料：介護福祉課「平成19年度 介護保険事業の概要」、1か月平均)

【課題】

- ・要介護等認定者の数は依然伸びており、この傾向はこれからも一層進むものと想定されます。今後とも事業量を確保するための方策を積極的に考える必要があります。
- ・平成19年度に実施した介護保険サービス利用状況実態調査結果では、「在宅の介護保険サービスの充実」や「入所施設の整備」を求める声がそれぞれ4割近くに達していることから、小平市における高齢社会のさらなる進展を踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図っていく必要があります。
- ・介護サービスの量的な整備と質を向上させるためには、介護にかかわる人材の確保が最優先です。今後とも、介護従事者の処遇改善等について、国、東京都への働きかけが必要です。

② 地域密着型サービス

【現状】

- ・平成18年度の介護保険制度改正で新たに創設された地域密着型サービスについては、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう各圏域におけるサービス拠点の確保に努めています。
- ・平成20年度末現在で、①認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が西圏域に2か所、中央西圏域1か所、中央東圏域に1か所、②認知症対応型通所介護が西圏域に1か所、中央西圏域に2か所、中央東圏域に1か所、東圏域に2か所、③夜間対応型訪問介護が市内に1か所の整備状況となっています。なお、小規模多機能型居宅介護については、市内に整備されていない状況です。

【課題】

- ・今後も事業者に対して、必要なサービス量確保のための働きかけや、適正なサービスの提供が確保できるように誘導していく必要があります。
- ・住み慣れた地域で安心して生活をしていくには、今まで以上に医療機関をはじめとする関係機関との連携を図る必要があります。

- ・様々なサービスを利用したとしても、常時介護が必要となり、自宅等で暮らすことが困難な状態のために、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設等の整備を着実に進めていく必要があります。

③ 地域包括支援センター

【 現 状 】

- ・平成18年度の介護保険制度改正により、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、地域包括支援センターを中心とした体制としました。地域包括支援センターについては、今後も高齢者が身近な地域の中でいつでも相談したり、情報を入手できる場を確保していく等の支援を行います。
- ・地域包括支援センターについては、市内を西圏域、中央西圏域、中央東圏域、東圏域の4圏域に分け、各圏域に1か所ずつ設置し、さらに、地域包括支援センターの出張所を各圏域にそれぞれ1か所ずつ整備しました。

【 課 題 】

- ・平成19年度に実施した高齢者生活状況アンケート結果では、高齢者の地域包括支援センターに関する認知度は3割未満、今後利用したいという方は7割を超えています。このことから、今後はさらに事業内容の周知を図っていく必要があります。
- ・今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増え、見守りや何らかの手助けを必要とする高齢者が増加することが想定されます。そのため、地域の中核機関として創設された地域包括支援センターの役割はなお一層重要となり、その体制づくりが必要です。
- ・地域包括支援センターの役割や活動内容等を市民に周知することを強化し、市民が利用しやすい相談窓口としていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

- ・小平市第三次長期総合計画では、「健康で、はつらつとしたまち」を将来都市像の一つとして、「健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす」ことを、健康福祉分野の基本的な考え方としています。
- ・また、小平市第三期地域保健福祉計画では、「だれもが共に支えあい、健やかに、安心して暮らせる、心豊かな地域社会の実現」を将来目標に掲げています。
- ・本計画においては、小平市第三次長期総合計画の基本的な考え方並びに小平市第三期地域保健福祉計画に掲げる将来目標を踏まえて、「住み慣れた小平で、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会をめざして」を基本理念とし、3つの基本目標に沿って高齢者保健福祉及び介護保険施策を推進していきます。

基本理念

**住み慣れた小平で、
いきいきと笑顔で暮らせる地域社会を目指して**

2. 基本目標

本計画の基本理念を具体化していくため、以下の3つの基本目標の下に高齢者保健福祉及び介護保険にかかる施策・事業の総合的な推進を図ります。

(1) いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援

(2) 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

(3) 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援

(1) いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援

- ・高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、高齢クラブ等の自主的な地域活動への積極的な支援と、活動のさらなる活性化を図ります。
- ・高齢者と様々な世代の交流を促進し、豊かな地域づくりを進めていきます。
- ・働く意欲のある高齢者については、就労関係機関と連携した支援策の充実に努めます。

(2) 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

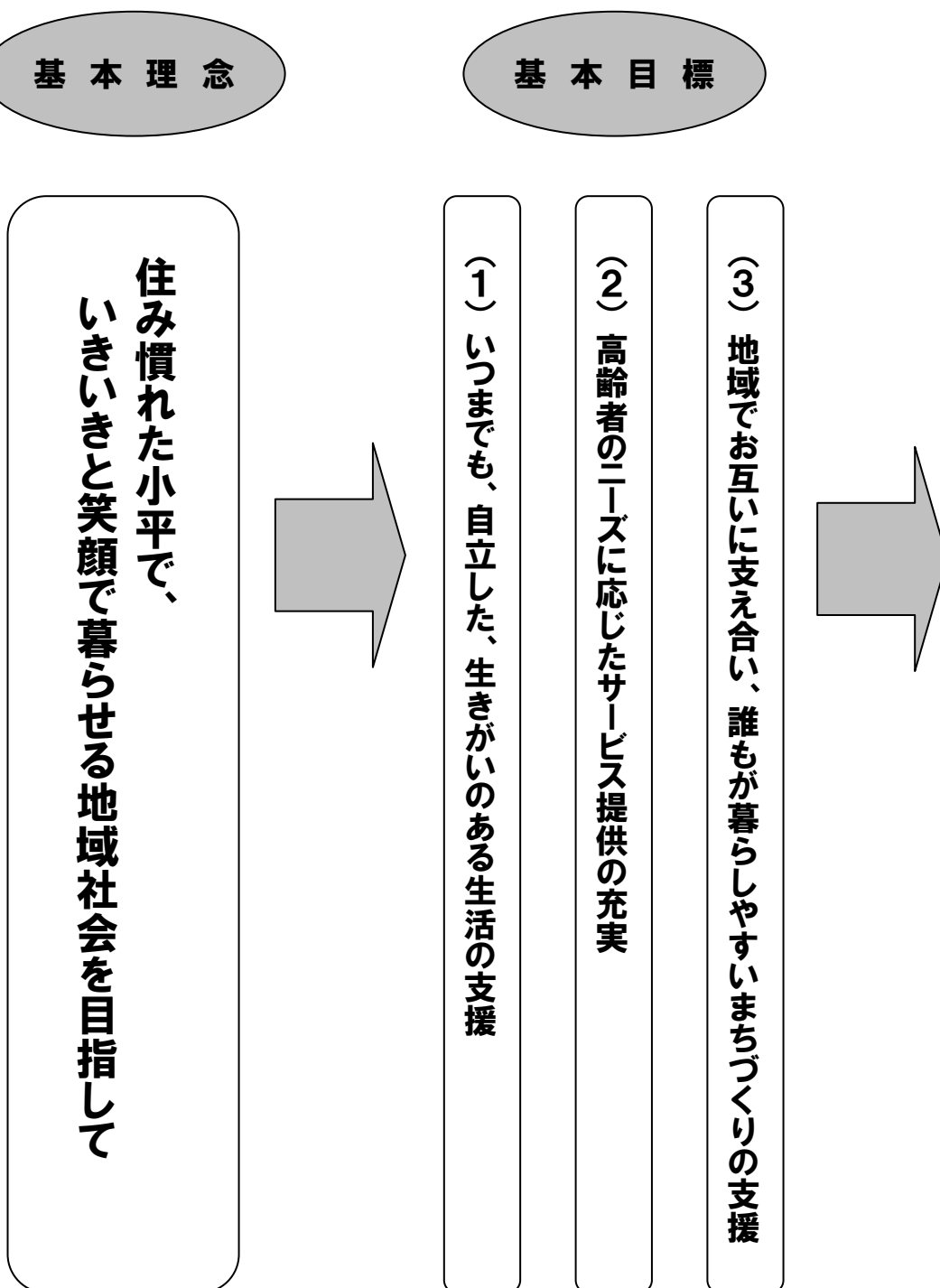
- ・介護予防事業との連携を強化し、健康や疾病予防についての関心を高め、いくととも、保健福祉サービスに関する関係機関との連携を強化し、高齢者のニーズに応じて、生涯を通じた健康づくりができるような取り組みを進めていきます。また、高齢者ができるかぎり介護を必要としない生活の支援に努めます。
- ・高齢社会のさらなる進展と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図ります。

(3) 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援

- ・高齢化が進む中、福祉のまちづくりをもとに、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。相互に支え合う地域づくりを進めるため、福祉分野はもとより、市民が取り組む多様なボランティア活動等への支援を行います。
- ・高齢者の閉じこもりの発見や防止のための見守り活動等、地域で高齢者を支えるネットワークづくりや介護にかかわる人材育成の支援に努めます。
- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、介護している家族の高齢化に対応していくため、地域包括支援センターのさらなる機能強化を図ります。

3. 計画の体系

小平市は、基本理念、基本目標を軸として、施策の柱に沿って、高齢者保健福祉施策・介護保険施策を体系的に推進していきます。



施策の柱

施策

1. 生きがい活動と
社会参加の促進

- (1) 社会活動への支援 (36 ページ)
- (2) スポーツ・学習・余暇への支援 (39 ページ)
- (3) 就労への支援 (40 ページ)
- (4) 地域との交流 (41 ページ)
- (5) その他の支援 (42 ページ)

2. 暮らしやすくする
ための環境整備

- (1) 相談体制の推進 (43 ページ)
- (2) 広報活動の推進 (43 ページ)
- (3) 生活環境の整備 (44 ページ)
- (4) 住環境の整備 (48 ページ)
- (5) 福祉のまちづくりの推進 (50 ページ)
- (6) 権利擁護システムとサービスの質の向上 (51 ページ)

3. 健康づくりの推進

- (1) 保健サービスの推進 (53 ページ)
- (2) 医療の推進 (56 ページ)

4. 思いやりのある
地域づくりの推進

- (1) ボランティア活動の育成・支援 (58 ページ)
- (2) 福祉人材の育成・支援 (59 ページ)
- (3) 見守り体制の充実 **重点施策** (62 ページ)
- (4) 支援体制の整備 (65 ページ)

5. 介護保険事業
の推進

- (1) 居宅サービス（介護・介護予防） (73 ページ)
- (2) 地域密着型サービス（介護・介護予防） **重点施策** (78 ページ)
- (3) 施設サービス (82 ページ)
- (4) 地域支援事業 **重点施策** (83 ページ)

第4章 高齢者保健福祉計画の推進

高齢者保健福祉計画は、基本理念に基づいた基本目標に立ち、下記4本の柱を立てて、施策を展開していきます。

<施策の柱>

1. 生きがい活動と社会参加の促進
2. 暮らしやすくするための環境整備
3. 健康づくりの推進
4. 思いやりのある地域づくりの推進

<方向性について>

- 新規： 新たにはじめる事業
充実： 質や量を高め、より一層の充実をはかっていく事業
推進： 引き続き現在のサービスや制度を推進していく事業
再構築： 実施内容を見直し、新たな取り組みを検討していく事業

1. 生きがい活動と社会参加の促進

(1) 社会活動への支援

① 高齢クラブへの助成

高齢者が健康で豊かな生活を送るために、地域ごとに自主的に組織されている高齢クラブに対する助成を行います。

高齢クラブでは、友愛活動として地域のひとり暮らしやねたきりの高齢者家庭への訪問活動のほか、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ゲートゴルフ、踊り、手芸、研修会、親睦旅行、カラオケ等、生きがい・健康を高める活動や、美化活動等のボランティア活動を行います。

今後は、会員を増やすため、活動が活性化する方策を検討します。

<高齢クラブ>

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
クラブ数	39クラブ	38クラブ	充実	高齢者福祉課
会員数	2,910人	2,740人		

<高齢クラブ友愛活動>

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
訪問した 高齢者数	495 人	470 人	推 進	高齢者福祉課

② 高齢者福祉大会（社会福祉協議会共催）

毎年 9 月に、市内の高齢の方を招いてお祝いする式典を開催します。式典では、90 歳を迎えた方、敬老祝金を受けた方、金婚記念を迎えた方の表彰も行います。式典の後には、演芸等を楽しんで頂くことを目的に高齢者福祉大会を開催します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
参加者数	1,000 人	1,100 人	推 進	高齢者福祉課

③ 福社会館(老人福祉センター)運営

高齢者が健康づくりや、趣味や教養、レクリエーションを行い、入浴設備もある福社会館について、より利用しやすい施設運営に努めます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
延利用者数	190,584 人	184,593 人	推 進	高齢者福祉課

※ 利用者数には、集会施設、高齢クラブ、電位治療器、健康相談室、高齢者作業室、娯楽室、風呂を含む。

④ 高齢者館(ほのぼの館・さわやか館)運営

施設内には、和室、多目的ホール、在宅の虚弱な高齢者または障がい者で、自宅内での入浴が困難な方が利用できる介助浴室、また、ロビーには電位治療器や血圧測定器を設置しています。

今後も高齢者が気軽に利用し、交流できる施設運営に努めます。

<ほのぼの館>

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
延利用者数	25,059 人	25,217 人	推 進	高齢者福祉課

<さわやか館>

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
延利用者数	28,992 人	26,433 人	推 進	高齢者福祉課

⑤ 高齢者作業室運営

福祉会館内に設置している、軽作業を行いながら、生きがいと仲間づくりを進めていく高齢者作業室を運営します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
延利用者数	2,232 人	2,238 人	推 進	高齢者福祉課

⑥ ほのぼのひろば

おおむね60歳以上の方を対象に、孤独感の解消や介護予防を目的として、地域のボランティアや民生委員児童委員の協力を得て、地域センター等で、趣味活動、創作活動、レクリエーション、軽い体操等を行います。

今後は、広報活動を強化し利用者の増加に努めます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
延利用者数	4,139 人	4,014 人	充 実	社会福祉協議会

(2) スポーツ・学習・余暇への支援

① 高齢者運動会

高齢クラブ会員を中心に保育園児等も参加し、スポーツを通じ高齢者の健康増進と世代間の交流を目的に開催します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
参加クラブ数	※雨天のため	33 クラブ	推 進	高齢者福祉課
参加者数	中止	約 700 人		

② 高齢者芸能大会

高齢者が新舞踊やフラダンス、レクダンス、歌謡曲、民謡、詩吟等の日頃の練習の成果を披露し、高齢クラブ相互の交流と親睦を図るため、高齢者芸能大会を開催します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
参加クラブ数	26 クラブ	26 クラブ	推 進	高齢者福祉課
来場者数	約 900 人	約 900 人		

③ 療育音楽教室

高齢者が歌や音楽の演奏を通じて、生きがいをづくりと健康維持、介護予防ができるよう療育音楽教室を開催します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
開催数	48 回	48 回	推 進	高齢者福祉課
参加者数	593 人	652 人		

④ 生きがい菜園

高齢者が野菜を育てながら仲間や土とふれあい、健康維持や、余暇の充実をはかることができるよう、市内の菜園を約3年間貸し出します。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
仲町菜園	92区画	92区画	推進	高齢者福祉課
小川一丁目菜園	103区画	117区画		

⑤ 高齢者学級（シルバー大学）

高齢者一人ひとりが、より豊かで充実した生活を営む上で必要な生涯学習機会として、公民館において高齢者学級（シルバー大学）を開催します。公民館は、広く市民の社会教育の場として、高齢者をはじめ多くの市民が参加でき、利用しやすい地域に密着した施設として、学習機会の提供に努めます。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
受講者数	115人	101人	推進	中央公民館

(3) 就労への支援

① シルバー人材センター運営補助

就業を通じた高齢者の生きがいの充実と、社会参加を促進するため、小平市シルバー人材センターへの支援を行います。

シルバー人材センターでは、主な事業として、庭木の手入れ、除草や家事援助、公共関係や一般企業の仕事のほか、市内の名所を案内するシルバーガイドや学習教室等を行います。

今後は、家事援助関連事業やリフォーム関連事業等、実施事業の拡大を行います。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
会員数	1,214人	1,168人	充実	高齢者福祉課
契約件数	6,779件	6,828件		

② 高年齢者職業相談

こだいら就職情報室（福社会館3階）ではハローワーク（公共職業安定所）の担当者が仕事の相談と職業紹介及び雇用相談を行います。

団塊の世代をはじめ元気高齢者の就業意欲に対応できるよう、高年齢者職業相談の支援に努めます。

方向性： 推 進

（４）地域との交流

① 福祉バザー

社会福祉協議会の活動の周知と活性化を図るとともに自主財源を確保するため、市民や関係機関・団体等の協力を得て福祉バザーを実施します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
参加者数	約 5,000 人	約 5,000 人	推 進	社会福祉協議会

② 高齢者交流室運営事業

小学校の空き教室を利用し、囲碁・将棋・手芸等の趣味や創作活動、レクリエーション、季節の行事等を行い、小学生との異世代交流等を通して、高齢者の生きがいの充実と介護予防を図ります。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
延利用者数	2,489 人	2,495 人	推 進	高齢者福祉課

(5) その他の支援

① 記念品の贈呈

長寿をお祝いして、88歳と100歳の誕生日を迎えた方に「敬老祝金」を贈呈します。また、金婚式（結婚50年）を迎えた夫婦に、お祝いとして「金婚記念品」を贈ります。

<敬老祝金>

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
88歳	306人	315人	推進	高齢者福祉課
100歳	11人	24人		

<金婚記念品>

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
贈呈組数	180組	212組	推進	高齢者福祉課

② 東京都シルバーパスの発行

東京都では、70歳以上の高齢者（ねたきりを除く）に対し、都バス、都営地下鉄、都電、都内民営バスを自由に乗り降りできる定期乗車券を発行し、移動の利便性を図っています。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
発行者数	9,660人	9,897人	推進	東京バス協会

2. 暮らしやすくするための環境整備

(1) 相談体制の推進

相談体制として、高齢者福祉課、介護福祉課、健康課をはじめ小平市の関係課による相談対応の充実を図るほか、4つの地域包括支援センター及び出張所を拠点に高齢者の生活課題に対する地域に根ざした身近な相談窓口として相談体制の充実と連携を図ります。また、東京都、東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会福祉協議会（福祉サービス運営適正化委員会）等関係団体と連携を図りながら対応していきます。

(2) 広報活動の推進

① 明るいまち（高齢者福祉だより）

高齢者福祉サービス等に関する広報紙として、高齢者福祉だより「明るいまち」を新聞折り込みで全世帯配布します。

平成20年度からは発行回数を年2回と減少しましたが、掲載内容を見直すことにより内容をさらに充実させます。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
発行回数	年4回	年4回	推 進	高齢者福祉課
発行部数	287,300部	285,800部		

② 高齢者のしおり

主に小平市が実施する介護予防・日常生活の支援、生きがいつくりや社会活動、健康に関するサービスを紹介する高齢者を対象とした冊子を発行します。2年に1回、65歳以上の高齢者のいる全世帯に対し個別に発送する予定です。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
発行部数	11,000部	12,500部	充 実	高齢者福祉課

③ 社会福祉協議会の活動に関する広報の充実

「社協だより」、「社会福祉協議会ホームページ」を通して、市民や市内各施設・関係団体等に対して、事業の紹介や活動の周知に努めます。また、ポスター・パンフレット・小冊子等を作成し、広報活動を行います。

今後は、ホームページをリニューアルし、見やすく、わかりやすい表現を多用する等、掲載内容の充実に努めます。さらに、社会福祉協議会の概要をまとめたわかりやすいパンフレットを作成し、事業や活動内容を幅広く周知します。

<社協だより>

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
発行回数	6 回	6 回	充 実	社会福祉協議会
発行部数 (1 回)	71,950 部	71,950 部		
特集号 (年 1 回)	88,950 部	88,950 部		

(3) 生活環境の整備

① 訪問給食サービス

在宅のひとり暮らし高齢者等で、低栄養の予防と安否の確認が必要な方に週 4 回まで (現に低栄養状態にある方には週 7 回まで)、高齢者向けの昼食または夕食を届けます。

ひとり暮らし高齢者等が自宅で安心して生活できるよう、安否確認事業としてより一層サービス内容の周知等を行います。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
年間利用者数	3,716 人	3,629 人	推 進	介護福祉課
延べ提供数	42,861 食	41,880 食		

② 高齢者生活支援ショートステイ事業

介護保険の対象とならず、小平市が行うサービス利用判定を受けた65歳以上の自立の支援を要する高齢者（ひとり暮らし等）を対象に、日常生活の維持が困難となった場合等に実施します。

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の空きベッドを活用して、一時的に施設でお世話します。期間は6か月の間に7日間を限度とします。

なお、今後は、現行の運用方法では空きベッドの確保を図ることが難しい緊急時の対応等について検討していきます。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
利用実人数	1人	0人	再構築	介護福祉課
延利用日数	4日	0日		

③ 高齢者生活支援ホームヘルプサービス

介護保険の対象とならず、小平市が行うサービス利用判定を受けた65歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯等で、家事サービス等の自立支援が必要な世帯を対象にホームヘルパーを派遣します。

<滞在型>

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
派遣回数	4,150回	3,228回	推進	介護福祉課
利用者数	121人	85人		

<単発型>

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
派遣回数	33回	33回	推進	介護福祉課
利用者数	25人	24人		

④ 有償家事・介護援助サービス

在宅福祉に対する高齢者の多様なニーズに対応するため、民間のサービス団体が家事全般、簡単な介助や食事等の有償家事・介護援助サービスを行っています。

そのため、小平市ではこのサービスを提供している民間団体に対して経済的な支援します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
支援団体数	3 団体	3 団体	推 進	高齢者福祉課
利用会員総数	333 人	332 人		

⑤ 訪問理・美容サービス

心身の障がいや傷病等の理由により理髪店及び美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、居宅で手軽に理容及び美容サービスを受けられるよう、2か月に1回、希望する日に理容師または、美容師が高齢者宅を訪問して理容または美容のサービスを提供します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
年間利用者数	29 人	24 人	推 進	介護福祉課
延提供数	38 回	36 回		

⑥ ねたきり高齢者おむつ代助成

身体上または精神上の障がいのため長期にわたり、ねたきり状態で常時おむつを使用している65歳以上の高齢者に対しおむつ代の一部を助成することにより、ねたきり高齢者の福祉の増進を図ります。

※ 介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所（入院）している方、生活保護を受けている方、その他の制度で助成・補助を受けている方は除く。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
対象者数	263人	246人	推進	介護福祉課

⑦ 共通入浴券補助

65歳以上のひとり暮らし等で、家に風呂がない、故障中等の理由で公衆浴場を利用せざるをえない高齢者のうち、該当する方を対象に入浴券を配布します。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
対象者数	107人	89人	推進	介護福祉課

⑧ 寝具乾燥

身体的または環境的な理由で、自宅で寝具が乾燥できない65歳以上の世帯のうち該当する方を対象に、寝具乾燥車で、敷布団・掛布団・毛布の乾燥を行います。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
対象者数	15人	10人	推進	介護福祉課

(4) 住環境の整備

① 緊急通報システム

65歳以上の病弱で、常時注意を要する状態のひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯を対象に、ボタン1つで関係機関への通報がなされ、救助が図られる機器を設置します。東京消防庁へつながる直接型のみですが、今後は民間事業者につながる民間型の導入を検討します。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
利用者数	19人	18人	充実	介護福祉課

② 高齢者火災安全システム

65歳以上の病弱で、常時注意を要する状態のひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯を対象に、家庭内での火災による緊急事態に備えて火災報知器を設置します。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
設置世帯数	19世帯	18世帯	推進	介護福祉課

③ 自立支援住宅改修給付事業

介護保険の対象とならず小平市が行うサービス利用判定を受けた65歳以上の日常生活の動作が困難な高齢者を対象に、住宅改修の費用を一定の限度額まで助成します。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
住宅改修予防給付	26件	30件	推進	介護福祉課
住宅設備改修給付	9件	29件		

④ 自立支援日常生活用具給付事業

介護保険の対象とならず、小平市が行うサービス利用判定を受けた65歳以上の日常生活の動作が困難な高齢者を対象に、生活の利便を図るため日常生活用具（入浴補助用具、腰掛便座、歩行支援用具、スロープ）を給付します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
入浴補助	7 件	10 件	推 進	介護福祉課
腰掛便座	3 件	1 件		
歩行支援	9 件	6 件		
スロープ	0 件	0 件		

⑤ 高齢者住宅(シルバーピア)の運営

住宅に困窮する高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、高齢者に配慮した設備と生活協力員を配置した高齢者住宅（シルバーピア）を運営します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
民間借上（2 棟）	単身用 38 戸		推 進	高齢者福祉課
都営住宅（11 棟）	単身用 217 戸、2 人世帯用 52 戸			

(5) 福祉のまちづくりの推進

① 福祉のまちづくりの推進によるバリアフリー化

「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」に基づき、高齢者や障がい者が自由にまちに出ることができ、自由に社会参加できるまちづくりを目標に、ハード面とソフト面の両面にわたるバリアフリー化を進めます。また、ユニバーサルデザインの考え方を多くの市民が理解し、協働して推進できるよう啓発活動に努めます。

方向性： 推 進 担当： 高齢者福祉課

② 福祉有償運送事業

近隣市町村と「多摩地域福祉有償運送運営協議会」を共同開催し、道路運送法に基づく福祉有償運送事業（障がいのある方や要介護者等、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対する運送事業）を実施しているNPO法人等の運送者に対し、必要な指導、助言を行います。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
市内団体数	4 団体	4 団体	推 進	高齢者福祉課
市外団体数	1 団体	1 団体		

(6) 権利擁護システムとサービスの質の向上

① 地域福祉権利擁護事業

在宅生活をしている認知症高齢者や、知的障がいや、精神障がいのある方等に、「福祉サービスの利用援助」を基本に、本人の希望や症状等に応じて、「日常的な金銭管理サービス」や「書類等の預かりサービス」を行います。

今後も、地域福祉権利擁護事業を必要とする方は増える傾向にあり、利用に結びついていない方等の潜在的な需要を掘り起こすためにも、制度の周知と広報の強化に努めます。また、地域包括支援センターや福祉施設等の関係機関との連携を強化するため、ネットワークの構築を検討します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
利用件数	19 件	26 件	充 実	権利擁護センター こだいら (社会福祉協議会)

② 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方等を保護するための制度です。小平市では成年後見制度推進機関として、「権利擁護センターこだいら（社会福祉協議会）」を設置し、成年後見に関する利用相談支援だけでなく、後見人のサポートや地域ネットワークの活用、運営委員会を設置する等、成年後見制度を推進しています。また、利用支援体制では、地域の高齢者相談窓口の中心となる地域包括支援センターと連携を図る等、相談体制の充実に努めます。

地域包括支援センターでは、社会福祉士等が中心となって、以下の事務を行います。

- ◎ 高齢者等からの権利擁護に関わる相談等への対応。
- ◎ 成年後見制度の利用が必要と思われる方について、その家族に必要性や手続き等を説明し、申し立てにつなげる。
- ◎ 成年後見制度が必要であるにもかかわらず身寄りがないような方について市長の申し立てにつなげる。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
申立に至った 件数	57 件	32 件	充 実	権利擁護センター こだいら (社会福祉協議会)

③ 高齢者虐待の早期発見・防止

平成 18 年 4 月に高齢者虐待防止法が施行され、小平市においても、地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の早期発見・防止に努めています。

今後とも、高齢者虐待防止に向けて、小平市、地域包括支援センター、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、警察等の関係機関の連携を強化します。

また、高齢者虐待に関する正しい知識や理解が進むよう、パンフレットの作成等の啓発活動を充実します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
相談件数	22 件	16 件	充 実	介護福祉課

④ 福祉サービス第三者評価受審費補助

福祉サービス第三者評価とは、専門的な知識を持つ第三者評価機関が福祉サービスを提供する事業者のサービス内容や質、事業者のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表する制度です。

この評価システムの一層の浸透を図るため、サービス提供事業者の受審を積極的に支援します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
支援事業者数	2 事業者	10 事業者	推 進	高齢者福祉課

3. 健康づくりの推進

(1) 保健サービスの推進

① 健康教育

生活習慣病の予防・健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康増進に資するため、市民を対象に健康教育を実施します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
回 数	96 回	92 回	推 進	健康課
延参加者数	2,608 人	2,510 人		

② 健康相談

健康に関することや生活習慣病等の予防、健康診査等の結果等について医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
回 数	131 回	153 回	推 進	健康課
延相談者数	2,325 人	1,446 人		

③ 健康診査

高血圧、脂質異常、高血糖等が原因で発症する生活習慣病等の予防や早期発見のための健康診査を実施します。

※ 平成 20 年度 開始事業 方向性： 推 進
担当： 保険年金課・健康課

A. 40歳～74歳の方

40歳から74歳の方は、国民健康保険に加入している医療保険者が、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）をターゲットにした特定健康診査を実施し、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を実施します。

B. 75歳以上の方

高齢者の健康を保持・増進し、生活習慣病等の早期発見や介護予防につなげるため、東京都後期高齢者医療広域連合から委託を受けて小平市が75歳以上の方の健康診査を実施します。

④ がん検診

がんの早期発見を目的として、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がんの検診を実施します。

<胃がん検診>

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
受診者数	3,397人	3,384人	推進	健康課

<子宮がん検診>

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
受診者数	2,296人	3,137人	推進	健康課

<乳がん検診>

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
受診者数	2,587人	2,429人	推進	健康課

<肺がん検診>

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
受診者数	4,042人	4,481人	推進	健康課

<大腸がん検診>

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
受診者数	4,516 人	4,700 人	推 進	健康課

⑤ 成人歯科健康診査

40歳以上の方を対象に、口腔疾患の早期発見を目的として、市内医療機関で歯科健康診査を行います。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
延受診者数	1,030 人	1,326 人	推 進	健康課

⑥ 高齢者インフルエンザ予防接種

高齢者のインフルエンザへの感染と重症化予防のために、予防接種法に基づき接種費用の一部を補助し、秋期に定期予防接種を実施します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
延接種者数	12,972 人	15,022 人	推 進	健康課

⑦ 健康手帳の交付

健康診査、医療の記録を行い、日常の健康管理に役立ててもらうことを目的として、健康手帳を交付します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
延交付者数	3,411 人	3,087 人	推 進	健康課

⑧ 地域健康づくり推進員

地域住民の健康づくりの推進役として、健康づくりに関する相談や情報提供等の活動を行います。推進員の要件は市内在住で、健康づくり事業に熱意のある方等が対象となり、任期は2年間となります。

新たな取り組みとして、小平市職員と更なる連携活動を実施し、健康づくり活動の活性化を図ります。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
推進員数	28人	27人	充 実	健康課
イベント開催数	4回	4回		
延参加者数	80人	67人		

(2) 医療の推進

① 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

平成20年4月から従来の老人保健制度にかわり、新たに長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が始まりました。75歳（一定の障がいがあり、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は65歳）以上の方を対象に、その心身の特性や生活実態等をふまえた医療給付を行います。

※ 平成20年度 制度開始 方向性： 推 進 担当： 保険年金課

② 高齢受給者証

70歳から75歳未満の方は加入している国民健康保険等の医療保険から高齢受給者証が交付されます。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
対象者数 (国民健康保険加入者)	6,570人	7,325人	推 進	保険年金課

③ 休日応急診療・休日歯科応急診療

休日の昼間に急病になったときに、主として内科、小児科の応急診療を実施します。また、休日に歯科の応急診療をします。市民の利便性に配慮した実施体制づくりを進めます。

<休日応急診療>

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
診療日数	71 日	72 日	充 実	健康課
受診者数	5,884 人	6,020 人		

<休日歯科応急診療>

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
診療日数	71 日	72 日	推 進	健康課
受診者数	481 人	471 人		

④ 準夜応急診療

月曜日から土曜日、日曜日（祝日、年末年始含む）の午後 7 時 30 分から 10 時 30 分に、準夜応急診療所において内科、小児科の応急診療を行います。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
診療日数	294 日	366 日	推 進	健康課
受診者数	4,200 人	6,087 人		

※ 平成 18 年度は平日（月曜日～土曜日）のみ実施。

⑤ 歯科医療連携推進事業

介護が必要、または病気や障がいのため、かかりつけ歯科医を探すのが困難な方を対象に、必要に応じて歯科医師が自宅を訪問し、適切な歯科医療機関を紹介します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
紹介件数	17 件	31 件	推 進	健康課
受診者数	17 人	31 人		
事例検討回数	1 回	1 回		

4. 思いやりのある地域づくりの推進

(1) ボランティア活動の育成・支援

① ボランティア活動推進事業

社会福祉協議会ボランティアセンターでは、市民と一緒に「市民一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり」を目指し、総合的な学習の時間等における福祉体験、手話講習会入門講座、交流会、子どもボランティアスクール等を開催し、ボランティア活動の推進を図ります。

今後も、社会福祉協議会と連携して、団塊の世代をはじめ、地域の様々な人材の経験や技術を活かしながら、福祉分野だけでなく多様な分野におけるボランティア活動の展開と団体の育成を図ります。

<社会福祉協議会ボランティアセンター登録のボランティア>

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
個人	616 人	420 人	推 進	ボランティア センター (社会福祉協議会)
団体	28 団体(671 人)	27 団体(544 人)		
相談件数	712 件	670 件		

＜初心者手話講習会＞

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
参加者数	31 人	39 人	推 進	社会福祉協議会

＜教員のためのボランティアスクール＞

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
参加者数	48 人	47 人	推 進	ボランティア センター (社会福祉協議会)

＜小平こどもボランティアスクール＞

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
参加者数	14 人	14 人	推 進	ボランティア センター (社会福祉協議会)

＜市民のためのボランティア・市民講座の開催＞

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
延参加者数	201 人	77 人	推 進	ボランティア センター (社会福祉協議会)

(2) 福祉人材の育成・支援

① 市役所職員に対する人材育成・支援

＜福祉施設体験研修＞

市内福祉施設の協力を得て、健康福祉部へ新たに配属（異動）した職員に対し一日研修を実施します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
体験職員数	27 人	22 人	推 進	高齢者福祉課

＜職員向け手話講習 社会福祉協議会派遣研修＞

手話が必要な職場の職員等に手話表現の知識・技能の習得を促進し、業務遂行に活かします。毎年1～3人程度派遣します。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
派遣職員数	1人	1人	推進	職員課

② 地域で専門的に活動している人に対する育成・支援

＜ケアプラン指導研修事業＞

利用者のニーズ、身体状況等に対応して適正に介護サービス計画が作成されるよう、ケアマネジャーに対する事例検討や情報提供等を目的としたケアプラン指導研修事業を実施します。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
実施回数	3回	3回	推進	介護福祉課
延べ参加人数	242人	225人		

③ その他の対象者に向けた育成・支援

＜福祉読本を活用した事業＞

福祉読本である「ともにいきるまち小平」を市立小学校4年生全員に無償配布します。また、市立中学校に40冊を備えて、積極的な福祉教育を推進します。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
配布部数 (4年生)	1,800部	7,300部 ※4～6年生	推進	指導課

※ 平成19年度については、福祉読本を改訂したため4年生～6年生に配布。

＜「総合的な学習の時間」の協力に伴う学校支援＞

ボランティアセンターは、中学生、小学生を対象にガイドヘルプ、車いす体験、手話、点字等の体験学習と障がい者との交流をコーディネートし、福祉の心を伝える取り組みを行います。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
延実施回数	58 回	67 回	推 進	ボランティアセンター (社会福祉協議会)

＜認知症サポーター養成講座＞

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気によるもので、85歳以上の方では4人に1人がその症状があるといわれています。今後20年で倍増することが予想され、高齢期の最大の不安の一つであり、周囲の理解と気遣いが必要です。

そのため、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるために、養成講座を充実します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
受講者人数	79 人	214 人	充 実	介護福祉課
開催数	3 回	7 回		

④ 新たな育成・支援策の検討

質の高いサービスを提供できる知識と技能とモラルを持った人材の新たな育成・支援策を検討します。

また、現在、地域で活動している団体等の人材を育成するため支援策も検討します。

これらの新たな支援策等を検討するにあたり、市内の大学や福祉関連施設等との連携、協力体制を整えた方法も視野に入れ検討します。

方向性： 新 規 担当： 高齢者福祉課・介護福祉課

重点施策

(3) 見守り体制の充実

- ・高齢者保健福祉計画では、この施策に重点を置いて、高齢者の見守り体制の充実に努めます。

【背景】

- ・今後の高齢者人口の増加と共に、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の高齢者世帯の増加が見込まれ、日常生活の中で、見守りや何らかの手助けを必要とする高齢者が増えていきます。
- ・このような地域で孤立しがちな高齢者に対し、閉じこもりや孤独死を避けるためにも、社会や地域の中で孤立せずに、万が一の緊急時においても適切な対応ができる仕組みづくりを構築し、安心して暮らせるまちづくりを行う必要があります。

【方向性】

- ・以上のことから、本計画では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の、高齢者の生活の不安や孤立感を少しでも緩和するためにも、見守り体制を充実していきます。
- ・現在、実施している「見守り」に関するサービスについても、改めて見直すと共に、再構築する必要があるサービスを再検討していきます。
- ・また、将来における超高齢社会の進展とひとり暮らし高齢者等の増加を念頭に、高齢者が一人でも安心して生活し、孤立感や孤独死に至ることがないように地域の高齢者を見守る体制を充実するシステムへの展開策を検討します。

【重点事業】

- ・本計画では、重点施策となる「見守り体制の充実」に関する事業の中で、特に「⑥ 高齢者見守り事業」「⑦ 見守り関連事業の再構築の検討」の2事業を重視すべき事業として設定し、高齢者に対する見守り支援に努めます。

① おはようふれあい訪問

社会福祉協議会では、おおむね70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、週3回、午前中に宅配員が乳酸菌飲料を配達し、安否を確認します。

今後は利用の促進を図るために、広報の強化や関係機関との連携を強化していきます。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
利用者数	259人	234人	充実	社会福祉協議会

② 電話訪問

社会福祉協議会では、おおむね70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、週1回、事前に調整した時間に訪問員が電話で状況をうかがい、孤独感の緩和を図ります。

高齢者見守り事業と調整しながら、効果的な見守り体制の充実に努めます。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
利用者数	6人	6人	充実	社会福祉協議会

③ シルバー協力員の登録

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対して、声かけや話し相手、安否の確認等の見守り活動をする方をシルバー協力員として登録し、シルバー協力員の協力を得ながら、地域における見守り体制を整えます。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
協力員数	16人	16人	推進	高齢者福祉課
利用者数	15人	15人		

④ 民生委員児童委員活動

民生委員児童委員（定数133人）は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、市内それぞれの担当地区を受け持ち、地域福祉の向上のために活動しています。

今後も、地域の奉仕者として、援助が必要な方々の悩みや要望の把握を行うとともに、福祉サービスの情報提供、適切な相談や助言が行えるよう民生委員児童委員の活動を支援します。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当
相談件数	6,614件	5,989件	推進	高齢者福祉課

⑤ 災害時要援護者の支援

災害時に援護が必要な高齢者や障がいのある人々等に対する支援を行うため、「小平市地域防災計画」に基づき、正確な情報伝達と迅速な避難・誘導が実施できるような体制づくりを進めます。

方向性： 推進 担当： 関係課

重点事業①

⑥ 高齢者見守り事業

地域包括支援センターを中心として、定期的な訪問や電話等により高齢者の生活実態の把握に努め、支援が必要な高齢者を早期に発見し対応できる体制をつくり安心して自立した生活を継続できるよう支援します。

平成20年度 開始事業 方向性： 充実 担当： 介護福祉課

重点事業②

⑦ 見守り関連事業の再構築の検討

現在、高齢者に対する見守り事業や関連する事業を実施していますが、今後、更なる高齢者のみ世帯の増加を踏まえて、各事業を再確認し、高齢者の生活状況に即した「見守り体制」の再構築の検討をします。

方向性： 新規 担当： 高齢者福祉課・介護福祉課

(4) 支援体制の整備

① 高齢者保健福祉推進会議

高齢者に関する保健・医療及び福祉サービスの実施機関、地域組織並びに関係公共機関の連携の下に、小平市における地域ケア体制の総合的な推進に関する協議を行います。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
開催数	—	1 回	推 進	高齢者福祉課

② 介護サービス事業所連絡会

介護サービスやその他の高齢者に関する福祉サービスの実施機関と、関係公共機関が連携や調整を行い、小平市における福祉サービスの体制の充実を図ることを目的として連絡会を開催します。

この連絡会を通じて、より一層充実したサービスの提供を行えるよう情報の提供、研修を行います。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担 当
開催数	6 回	6 回	推 進	介護福祉課

③ 地域ケア会議

虐待、権利擁護等の困難な問題を抱えた世帯等の支援にあたるため、小平市の職員、地域包括支援センターの担当者、居宅介護支援専門員等の関係者が集まり、困難な状況に対し適切な支援を連携して行うための会議を実施します。

方向性： 推 進 担当： 介護福祉課

第5章 介護保険事業計画の推進

1. 介護サービスの利用者数等の推計

第4期（平成21年度から平成23年度まで）の介護保険事業計画及び第3期で設定した平成26年度における介護サービスの利用者数等を次のように推計しています。これは「2. 介護保険事業の推進」の基礎となる数値であり、第4期の数値は、平成26年度の目標数値に至る中間段階の位置づけとなるものです。

なお、平成26年度の目標数値に関しては、前回の推計より被保険者数の実績が上回ったことや、平成24年度以降には団塊世代の加入などにより急激な増加が予想されることから、第3期で設定した数値より大幅な増加を見込みました。

（1）介護保険被保険者数の推計

第3期事業計画がスタートした平成18年度には第1号被保険者（65歳以上の方）は32,887人（10月現在）で、そのうち75歳以上の方が13,765人でしたが、平成21年度には約1.1倍の36,187人、75歳以上の方につきましては、約1.2倍の16,277人になると推計します。

被保険者数（人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
第1号被保険者	36,187	36,840	37,238	41,024
65～74歳	19,910	19,629	19,142	21,053
75歳以上	16,277	17,211	18,096	19,971
第2号被保険者 (40～64歳)	60,078	61,008	62,187	62,634

(2) 要介護等認定者数の推計

被保険者数の推計をもとに、第4期事業計画及び平成26年度における要支援・要介護認定者数の推計値を算出しました。

認定者数についても、被保険者数の増加に伴い、平成26年度にかけて第3期の推計を上回って推移していくことが予想され、平成18年度には4,698人(10月現在、要支援1から要介護5までの合計)でしたが、平成21年度には約1.1倍の5,189人になると推計します。

ここで算出された要介護度別数が、サービス必要量算出の基礎となります。

認定者数(人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
要支援1	706	731	748	863
要支援2	609	635	656	754
要介護1	833	868	887	1,014
要介護2	848	881	903	1,017
要介護3	868	885	908	1,028
要介護4	741	772	788	896
要介護5	584	605	621	712
合計	5,189	5,377	5,511	6,284

(3) 居宅サービス利用者数の推計

第4期事業計画における居宅サービスの利用者数は、平成18年度には2,816人（1か月あたりの平均）でしたが、平成21年度には約1.1倍の3,069人と推計します。居宅サービスの利用者数については、平成18年度から平成19年度における要介護度別の認定者数に対する利用者数の割合を勘案し、今後3年間の認定者数の伸びを推計しました。

なお、居宅サービスの利用者数の推計については、直近の利用状況や事業者の状況を踏まえて見込む必要があり、介護保険制度については3年ごとの見直しも予定されていることから、平成23年度までの推計とします。

居宅サービス利用者数（人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	435	457	475
要支援2	407	434	459
要介護1	610	653	681
要介護2	585	624	657
要介護3	504	535	560
要介護4	323	343	362
要介護5	205	224	239
合計	3,069	3,270	3,433

※ 居住系サービス（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）の利用者を含む。

(4) 施設サービス利用者数の推計

第4期事業計画における施設サービスの利用者数は、平成18年度には904人（1か月あたりの平均）でしたが、平成21年度には約1.1倍の977人と推計します。

施設サービスの利用者数については、平成18年度から平成19年度における要介護度別の認定者数に対する利用者数の割合及び平成20年度以降の施設数の増加、今後3年間の認定者数の伸びを勘案して推計しました。

また、利用者の重度化の方向性を踏まえて、要介護4～5の方の利用増を多く見込んでいます。

施設サービス利用者数（人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要介護1	45	43	43
要介護2	115	117	120
要介護3	249	255	266
要介護4	299	309	327
要介護5	269	273	284
合計	977	997	1,040

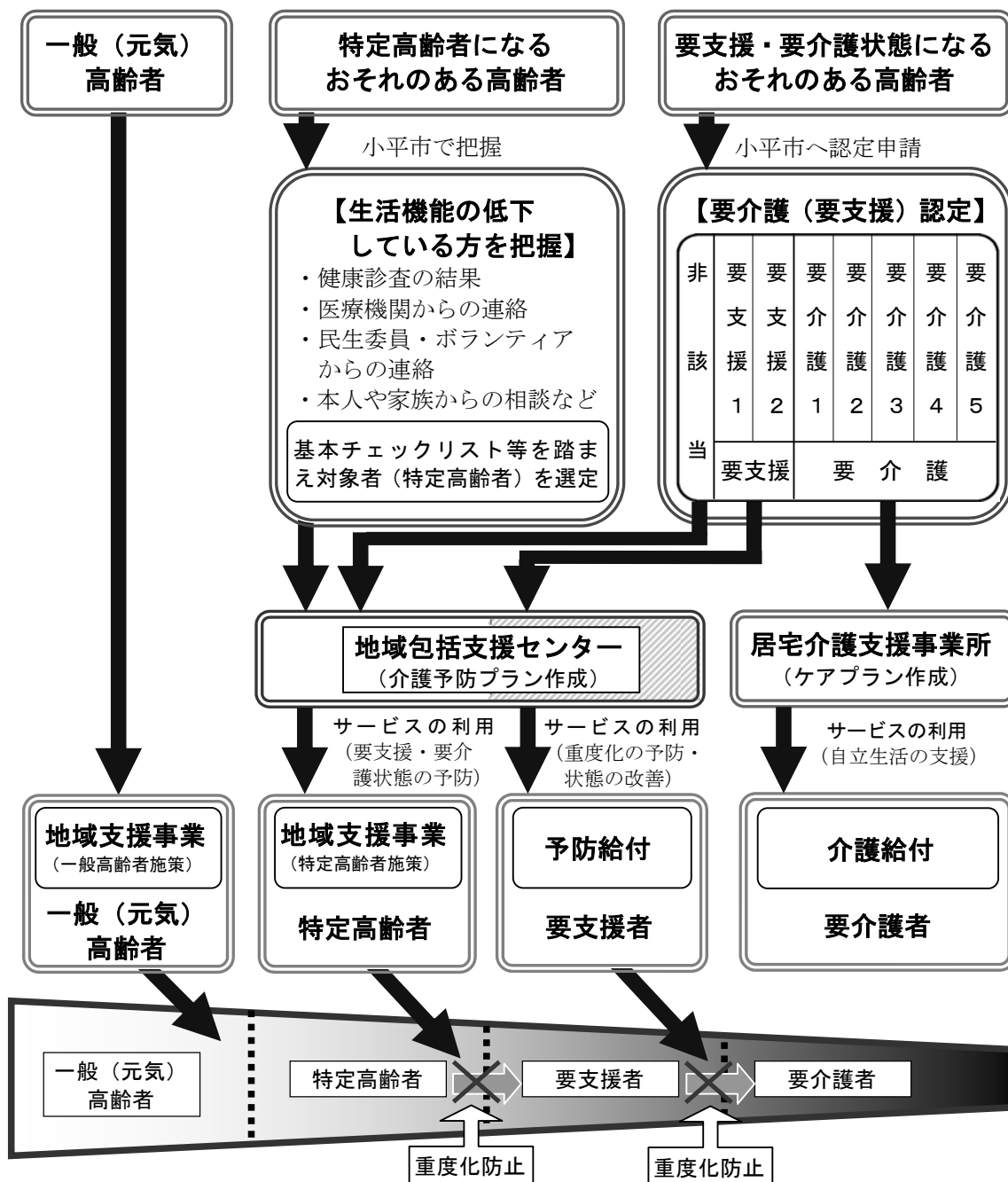
※ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、及び地域密着型介護老人福祉施設の合計。

2. 介護保険事業の推進

(1) 目指す方向性と重点施策

平成18年4月の制度改正により、介護保険事業全体が介護予防を重視した仕組みに再編成されました。

これは、介護保険制度の基本理念である「自立支援」の観点から、できる限り高齢者を要介護状態にしないこと、また、軽度の方を重度にしないことが重要であるということから行われたものです。



その一方、高齢者がたとえ介護を要する状態になった場合においても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう地域密着型サービスが創設されました。

介護保険事業を推進する上では、このような介護保険制度の基本理念や制度改正の趣旨を十分に念頭に置きながら、それぞれの事業を充実させ展開させていく必要があります。

小平市では、前述のように今後も高齢者の増加に伴って、要介護等認定者の増加が見込まれますが、今後の高齢者福祉の課題としては、高齢者の尊厳の保持としての側面からも住み慣れた地域で安心して老いを迎えられるように、地域ケアの充実を図っていくこと、高齢者が少しでも長く元気で過ごすことができるような対策を講じていくことが重要であると考えています。

このことから、第4期事業計画の重点施策を、特に地域密着型サービス及び地域支援事業とし、今後の事業展開を図ります。

地域密着型サービスについては、本計画の基本理念である「住み慣れた小平で、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会を目指して」を実現していくための基盤となるものであり、たとえ要介護状態になっても地域や居宅での生活を継続できるよう、市内では4つの圏域ごとに各種サービスの拠点整備を図っているところです。

平成19年度の介護保険サービス利用状況実態調査においても、なるべく自宅で介護を受けながら生活していくことを希望している割合が6割を占めていることから、今後も重点的に整備を推進していきます。

また、地域支援事業に関しては、今後小平市においても、平成26年度にかけて高齢者人口の増加が加速し、それに伴って要介護等認定者数も増加していくことが予想されます。したがって、できるだけ多くの高齢者が要支援・要介護にならず地域で自立した生活を営むことができるよう、特に第4期の計画期間において介護予防事業に力をいれることが重要と考えます。平成19年度に実施した介護保険サービス利用状況実態調査においても、5割以上が介護予防事業に参加意向を示すなど高齢者自身の意識も高いことから、さらなる事業の充実を図っていきます。

この項以降で取り上げる内容は、次のとおりです。

○ 居宅サービス（介護・介護予防）		⇒ 73 ページへ
○ 地域密着型サービス（介護・介護予防）	重点施策	⇒ 78 ページへ
○ 施設サービス		⇒ 82 ページへ
○ 地域支援事業	重点施策	⇒ 83 ページへ

(2) 居宅サービス（介護・介護予防）

第2章の現状と課題でも述べましたが、要介護等認定者の数は、これからも一層増加するものと想定されます。

今後も介護サービス・介護予防サービスの需要に対応した適切なサービス供給を確保していくための環境の整備に努めます。

【 サービス量を確保するための方策 】

① 訪問介護

訪問介護は、居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事及び生活等に関する相談・助言等の日常生活の世話をを行うもので、在宅での生活を継続するうえで基本となるサービスです。

訪問介護は介護保険制度の普及にあわせ、年々利用者が増加してきましたが、過剰サービス提供や不正請求を防止するために給付の適正化が一層進められたこともあり、ここ数年は利用者のサービス利用量が減少傾向にあります。

同居家族等がいる場合の生活援助の取り扱いについては、特に、同居家族がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービス給付の可否を決定しないよう事業者等に周知を図っています。

今後とも、必要な量の提供と質の向上に努めていきます。

② 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うもので、特に重度の要介護者が、住み慣れた住まいでの生活を維持していくために必要なサービスの一つです。

今後とも、安定的な供給を確保します。

③ 訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が居宅を訪問し、療養の世話や診療の補助を行うものです。市内には10か所の訪問看護ステーションがサービス提供をしています。訪問介護とは逆に利用者のサービス利用量は伸びる傾向にあり、市内外の医療機関からも必要に応じてサービス提供が行われております。

今後も、小平市医師会の協力も得ながら、療養上の介護等が必要な方の需要に応えます。

④ 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士、言語療法士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行うもので、要介護度の悪化防止に有効なサービスですが、提供する事業者が市内には2事業者に留まっています。

介護予防を推進していく上でも、重要な役割を果たしていくサービスであるため、医療機関等に対しての働きかけ等、事業者の新規参入による供給体制の充実を図ります。

⑤ 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師や歯科医師、薬剤師等の管理下で提供されるサービスであるため、基本的には、利用者の需要に対応した供給に努めます。

⑥ 通所介護・通所リハビリテーション

通所介護は、施設に通い、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるもので、通所リハビリテーションは、医療機関や老人保健施設に通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行うものです。いずれも、介護予防に向けたサービスの中心的な役割を担っていくこととなります。また、今後増加が見込まれる認知症の方に対するサービス提供においても、その重要性が高まっています。

現在、市内には18か所の通所介護、2か所の通所リハビリテーション事業者がサービス提供を行っています。

今後も、利用者の身体状況や要望に応じた多様なメニューの提供とともに、サービスの質の向上についても視野にいれ、適切な提供体制を整備します。

⑦ 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

ショートステイについては、既存の介護保険施設により提供されています。

市内施設での供給には限界があるため、今後も、市外施設も可能な限り利用していく等、広域的に資源の有効活用を図ります。

⑧ 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホーム等の都道府県の指定を受けた施設が、要介護認定を受けた入居者に介護を提供していくサービスです。原則、要介護者のみ入居可能な「介護専用型特定施設」と、要介護者ではない者も入居可能な「混合型特定施設」に区分されます。

有料老人ホームは、既に市内5か所の施設があり、供給がある程度確保されているので、基本的には新たな施設整備に向けた働きかけは行いません。

(サービス量の推計)

● 居宅サービス

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護	188,441 回	194,491 回	200,647 回
訪問入浴介護	7,869 回	8,145 回	8,423 回
訪問看護	24,599 回	25,293 回	26,008 回
訪問リハビリテーション	3,700 日	3,923 日	4,156 日
居宅療養管理指導 (月平均)	389 人	425 人	460 人
通所介護	87,461 回	92,241 回	97,089 回
通所リハビリテーション	13,994 回	14,550 回	15,136 回
短期入所生活介護	21,939 日	22,761 日	23,863 日
短期入所療養介護	3,954 日	4,155 日	4,358 日
特定施設入居者生活介護 (月平均)	200 人	217 人	229 人
福祉用具貸与	12,498 人	12,873 人	13,286 人
特定福祉用具販売	475 人	518 人	562 人
住宅改修	359 人	406 人	452 人
居宅介護支援	23,253 人	24,563 人	25,569 人

● 介護予防居宅サービス

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問介護	5,748 人	5,988 人	6,236 人
介護予防訪問入浴介護	2 回	4 回	6 回
介護予防訪問看護	1,988 回	2,093 回	2,215 回
介護予防訪問リハビリテーション	357 日	471 日	588 日
介護予防居宅療養管理指導 (月平均)	46 人	55 人	64 人
介護予防通所介護	3,351 人	3,445 人	3,539 人
介護予防通所リハビリテーション	520 人	547 人	575 人
介護予防短期入所生活介護	1,227 日	1,515 日	1,821 日
介護予防短期入所療養介護	27 日	28 日	35 日
介護予防特定施設入居者生活介護 (月平均)	53 人	64 人	75 人
介護予防福祉用具貸与	1,725 人	1,947 人	2,178 人
特定介護予防福祉用具販売	145 人	158 人	172 人
介護予防住宅改修	138 人	156 人	174 人
介護予防居宅介護支援	9,458 人	9,910 人	10,272 人

重点施策

(3) 地域密着型サービス（介護・介護予防）

地域密着型サービスは、日常生活圏域内に必要な介護サービス提供の拠点を確保し、要介護者等が住み慣れた地域で生活することを支えるという観点から創設されたものです。

小平市では、高齢者が介護を要する状態になっても、また、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、引き続き4つの圏域ごとに認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの充実を図り、サービス量を見込みます。

【 サービス量を確保するための方策 】

重点事業 ①

① 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームの入所者が、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けるサービスです。第3期事業計画においては施設整備を予定していませんでしたが、今後、特別養護老人ホームの待機者解消のためにも施設整備に努めます。

② 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の高齢者等が、職員による食事・入浴等の日常生活上の支援を受けながら、少人数のグループで生活をする施設です。

今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、地域密着型サービスの整備計画に基づき事業量の確保と質の高いサービスの確保に努めます。

③ 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者等が、昼間の数時間をデイサービスセンター等の施設で過ごしなが、食事や入浴、健康チェック、機能訓練等のデイサービスを受けます。市内には6事業者がサービス提供を行っていますが、今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、地域密着型サービスの整備計画に基づき、市内の通所介護事業者の積極的な参入を促します。

重点事業②

④ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情等に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、そのときどきに必要とされるサービスを柔軟に提供します。第3期事業計画期間では施設整備に努めましたが、整備することができませんでした。

今後は認知症高齢者グループホームとの併設等の方法で積極的に事業者へ働きかけをして整備を進めます。

⑤ 夜間対応型訪問介護

24時間安心して生活できるよう、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせ提供するサービスです。

現在1事業者でサービスを行っていますが、さらに利用者の拡大を図るためにも、サービスの周知を積極的に行います。

(サービス量の推計)

● 地域密着型サービス

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (月平均)	0 人	0 人	23 人
認知症対応型共同生活介護 (月平均)	89 人	115 人	139 人
認知症対応型通所介護	16,323 回	17,661 回	19,075 回
小規模多機能型居宅介護	20 人	336 人	960 人
夜間対応型訪問介護	480 人	600 人	720 人

● 地域密着型介護予防サービス

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防認知症対応型 共同生活介護 (月平均)	1 人	2 人	3 人
介護予防認知症対応型通所介護	159 回	246 回	273 回
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 人	84 人	204 人

(整備計画)

圏域	サービス種類	第3期事業計画までの実績(A)		第4期事業計画(B)						平成23年度末までの整備見込み(A+B)	
				平成21年度		平成22年度		平成23年度			
		設置数	人数	設置数	人数	設置数	人数	設置数	人数	設置数	人数
西圏域	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							1	29	1	29
	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	2	27					1	18	3	45
	認知症対応型通所介護	1	12			1	12			2	24
	小規模多機能型居宅介護							1	25	1	25
中央西圏域	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	1	18			1	18			2	36
	認知症対応型通所介護	2	20					1	12	3	32
	小規模多機能型居宅介護					1	25			1	25
中央東圏域	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	1	18	1	18			1	18	3	54
	認知症対応型通所介護	1	12			1	12			2	24
	小規模多機能型居宅介護							1	25	1	25
東圏域	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							1	29	1	29
	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)			1	18					1	18
	認知症対応型通所介護	2	36	1	12					3	48
	小規模多機能型居宅介護			1	25			1	25	2	50
市内全域	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							2	58	2	58
	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	4	63	2	36	1	18	2	36	9	153
	認知症対応型通所介護	6	80	1	12	2	24	1	12	10	128
	小規模多機能型居宅介護			1	25	1	25	3	75	5	125
	夜間対応型訪問介護	1								1	

(4) 施設サービス

平成19年度に実施した介護保険サービス利用状況実態調査では、多くの高齢者の方は、できるだけ自宅で生活し続けたいと考えています。しかしながら、様々な在宅サービスの充実を図ったとしても、常時介護を必要とする方の中には、自宅で暮らすことが困難である場合も事実です。

そのため、今後とも、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設については、市内及び市外の施設事業者に対して、小平市民の入所枠の維持及び拡大を働きかけていきます。

なお、平成18年に示された医療制度改革において、医療費適正化に関する施策の一つとして療養病床を再編することが決まりました。療養病床に入院している患者を医療の必要性によって改めて適切な施設処遇を検討し、それと同時に介護療養病床を平成23年度末までに廃止しようという内容です。

介護療養病床の具体的な転換先としては、①老人保健施設、②ケアハウス、③有料老人ホーム、④高齢者専用賃貸住宅、⑤認知症高齢者グループホーム、⑥特別養護老人ホーム等が考えられます。

市内には、平成20年9月現在において介護療養型医療施設が3施設ありますが、うち1施設はすでに医療療養型医療施設に転換を決定しています。残り2施設については、平成23年度までにいずれかの施設への転換が図られる予定です。なお、これに伴い施設の改築等の予定がある場合は特別養護老人ホームの待機者解消のための入所枠の拡大を働きかけていきます。

介護保険施設サービス

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	593人	603人	613人
介護老人保健施設	264人	274人	284人
介護療養型医療施設	120人	120人	120人
地域密着型介護老人福祉施設	0人	0人	23人

重点施策

(5) 地域支援事業

地域支援事業では、被保険者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になっても、できるかぎり、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

本事業に関しては、今後の小平市における高齢者人口の増加とそれに伴う認定者数の増加が見込まれる中で、できるだけ多くの高齢者が要支援・要介護にならず地域で自立した生活を営むことができるよう、特に介護予防事業に力をいれていく必要があります。そして、今後は、地域の自主的な活動による介護予防の推進を図っていくことが重要となります。そのために、総合的な支援を行う地域包括支援センターのさらなる機能向上を図っていく必要があります。

地域支援事業は、A 介護予防事業、B 包括的支援事業、C 任意事業に区分して実施します。

介護予防事業は、すべての第1号被保険者を対象とした「介護予防一般高齢者施策」と、介護予防が特に必要とされる高齢者を対象とする「介護予防特定高齢者施策」について、両者の連携を図りながら実施します。

包括的支援事業では、地域包括支援センターを中核拠点として、高齢者の身体・精神・社会的機能の維持向上を目的とする「介護予防ケアマネジメント事業」、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を行うための「総合相談支援事業」、高齢者への虐待防止及び早期発見、判断能力が不十分な方への支援を中心とした「権利擁護事業」、多職種協働や地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うための「包括的・継続的ケアマネジメント事業」を行います。

任意事業では、事業者の健全・適正な事業実施を促すための「介護給付費適正化事業」、家族で高齢者を介護している方を対象とした「家族介護支援事業」、また、「その他事業」として介護相談員派遣やケアプラン指導研修等を行います。

<地域支援事業の各年度の費用の見込み>

地域支援事業は介護保険料と公費を財源として運営しており、財政規模は介護給付費の3%以内と定められています。小平市では平成21年度から平成23年度の費用額を次の通り見込んでいます。

平成21年度	平成22年度	平成23年度
207,313,000円	234,003,000円	250,160,000円

A 介護予防事業

a 介護予防特定高齢者施策

介護予防が必要な高齢者（特定高齢者）を対象に、通所または訪問により、介護予防のための事業を実施します。

① 特定高齢者把握事業

65歳以上の方を対象に生活機能評価を実施しています。生活機能評価は、生活機能の低下による介護予防の必要性を判定するために行います。基本チェックリストと生活機能検査を実施することにより、特定高齢者を決定します。

重点事業

② 通所型介護予防事業

特定高齢者を対象に、高齢者が寝たきりや要介護状態になったり、症状が悪化したりすることを防ぐために、転倒骨折、閉じこもり、心身の機能低下等の予防教室を開催します。

小平市では介護予防活動に対する高齢者の意識も高く、高齢者自身の日常生活動作の能力を高め、本人や家族の具体的な介護予防の実践に結びつけていくためにも本事業の幅広い展開を図ります。また、対象となる高齢者が楽しみながら継続し、機能向上を図ることができるよう実践的に取り組みます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担当課
開催回数	48 回	228 回	充 実	介護福祉課
延べ参加者数	176 人	299 人		

③ 訪問型介護予防事業

閉じこもり、認知症、うつ等の特定高齢者を対象に、保健師等がその居宅等を訪問し、必要な相談・指導を実施します。

今後は、多くの方の参加を促すため、訪問・電話等による積極的な働きかけを行い、事業の充実を図ります。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担当課
延べ訪問回数		3 回	充 実	介護福祉課
訪問実人数		1 人		

b 介護予防一般高齢者施策

すべての第 1 号被保険者を対象とした、地域における自主的な介護予防活動の育成・支援を行います。

① 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布を行います。また、介護予防教室を開催し、介護予防の普及啓発を進めます。

		平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担当課
介護予防教室	開催回数	180 回	499 回	推 進	介護福祉課
	延べ参加者数	1,428 人	3,182 人		
介護予防講座	開催回数		5 回	推 進	介護福祉課
	参加人数		142 人		

② 認知症予防事業

現在、認知症予防については様々な研究がされています。従来の手法だけでなく、こうした先進的な手法も積極的に取り入れる等、充実を図ります。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担当課
開催回数		21 回	充 実	介護福祉課
参加者数		99 人		

c 「(仮称)介護ボランティア制度」の検討

元気な高齢者（65歳以上）が要介護等高齢者の居宅や施設で介護ボランティア活動をすることで、ポイントを付与し、これに対し交付金を交付する介護予防を目的とした「(仮称)介護ボランティア制度」については、介護保険運営協議会で検討をしましたが、引き続き各市の動向も踏まえ、今後とも介護保険運営協議会での議論を重ねていきます。

B 包括的支援事業

圏域と地域包括支援センター

第3期事業計画では、市内を日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むことになっていました。

小平市では、「西圏域」「中央西圏域」「中央東圏域」「東圏域」の4つの日常生活圏域に分け、圏域ごとの中核拠点として、地域包括支援センターを設置しました。この圏域の設定に当たっては、圏域の拠点とする地域包括支援センターを中心に地域性や人口、高齢者数等を考慮し設定しました。この第3期事業計画で設定した圏域については、現在、市民に周知され一定程度馴染みも出ており、第4期事業計画においても引き続き同じ圏域とします。

圏域	名称	所在地
西圏域	けやきの郷	小平市小川町1-485
	けやきの郷 たかの台出張所	小平市津田町1-3-8
中央西圏域	小川ホーム	小平市小川西町2-35-2
	小川ホーム 学園西町出張所	小平市学園西町3-9-3
中央東圏域	多摩済生ケアセンター	小平市美園町3-12-1
	多摩済生ケアセンター 喜平橋出張所	小平市上水南町2-23-20
東圏域	小平健成苑	小平市鈴木町2-230-3
	小平健成苑 花小金井出張所	小平市花小金井5-37-4

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業として、以下の4つの事業を一体的に実施するものです。

今後は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が想定されますので、さらに事業内容の周知を図ります。

<地域包括支援センターの主な事業>

- ① 介護予防ケアマネジメント事業
- ② 総合相談支援事業
- ③ 権利擁護事業
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

小平市の圏域と地域包括支援センター

西圏域

栄町1～3丁目、中島町、小川町1丁目、
たかの台、津田町1丁目、
上水新町1～3丁目、上水本町1丁目

小平市地域包括支援センター
けやきの郷

住所：小平市小川町1-485
(介護老人保健施設けやきの郷内)
電話：042-349-2321

中央西圏域

小川西町1～5丁目、小川東町1～5丁目
小川東町、小川町2丁目、津田町2～3丁目
学園西町1～3丁目、上水本町2～6丁目

小平市地域包括支援センター
小川ホーム

住所：小平市小川西町2-35-2
(特別養護老人ホーム小川ホーム内)
電話：042-347-6033

中央東圏域

美園町1～3丁目、大沼町1～2丁目
仲町、学園東町1～3丁目、学園東町
喜平町1～3丁目、上水南町1～4丁目

小平市地域包括支援センター
多摩済生ケアセンター

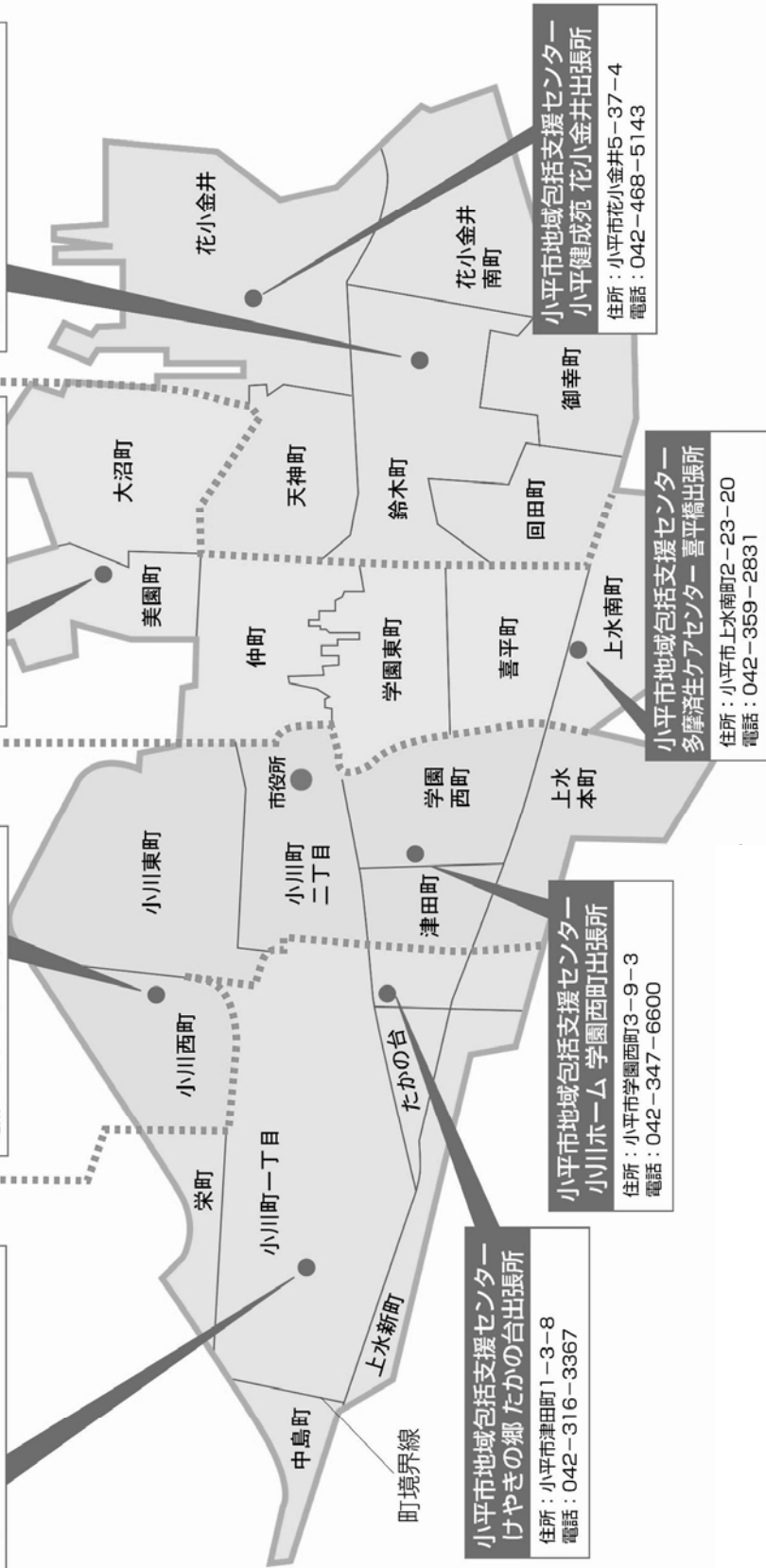
住所：小平市美園町3-12-1
(多摩済生ケアセンター内)
電話：042-349-2123

東圏域

花小金井1～6丁目、天神町1～2丁目
鈴木町1～2丁目、花小金井南町1～3丁目
回田町、御幸町

小平市地域包括支援センター
小平健成苑

住所：小平市鈴木町2-230-3
(特別養護老人ホーム小平健成苑内)
電話：042-451-8813



小平市地域包括支援センター
けやきの郷 たかの台出張所
住所：小平市津田町1-3-8
電話：042-316-3367

小平市地域包括支援センター
小川ホーム 学園西町出張所
住所：小平市学園西町3-9-3
電話：042-347-6600

小平市地域包括支援センター
多摩済生ケアセンター 喜平橋出張所
住所：小平市上水南町2-23-20
電話：042-359-2831

小平市地域包括支援センター
小平健成苑 花小金井出張所
住所：小平市花小金井5-37-4
電話：042-468-5143

① 介護予防ケアマネジメント事業

生活機能評価等によりスクリーニング*¹を行い、介護予防が必要な高齢者（特定高齢者）に、小平市と地域包括支援センターが連携して、おおむね（i）一次アセスメント*²、（ii）介護予防ケアプランの作成、（iii）サービスの提供後の再アセスメント、（iv）事後評価、のプロセスにより介護予防を実施します。

② 総合相談支援事業

総合相談支援事業では、（i）地域における様々な関係者とのネットワーク構築、（ii）ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、（iii）サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援を行います。

③ 権利擁護事業

権利擁護の観点から、高齢者への虐待防止及び早期発見、判断能力が十分でない方を保護するため、成年後見制度利用等の支援を行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャー等に対し、（i）ケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、（ii）地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、（iii）医療機関を含む関係施設やボランティア等、地域における様々な社会資源との連携・協力体制の整備等、包括的・継続的なケア体制の構築等を行います。

* 1 スクリーニング：

ふるいにかけること。多数の検診者の中から、比較的簡易な検診等で疑わしい者を選び出すこと。

* 2 アセスメント：

初期評価、事前評価。援助活動開始前に行われる諸手続き。

C 任意事業

a 介護給付費適正化事業

介護保険サービスの利用者に対し、利用したサービス事業所、サービスの種類、回数、利用者負担額、サービス費用合計額等を通知します。利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止の効果が見込まれます。平成21年度以降は、在宅サービス利用者だけでなく施設サービス利用者にも対象を広げ、すべてのサービス利用者に通知することにより一層の適正化を図ります。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当課
通知書 発送人数	3,028人	2,600人	充 実	介護福祉課

b 家族介護支援事業

① 家族介護教室

家族で高齢者を介護している方を対象に、地域包括支援センターで介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を得るための家族介護教室を開催します。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当課
開催回数	5回	5回	推 進	介護福祉課
延べ参加者数	115人	154人		

② 徘徊高齢者家族支援事業

徘徊等の恐れのある高齢者について、発信器を身につけて、行方不明になったときの早期発見・保護につなげます。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当課
対象者数	7人	3人	推 進	介護福祉課

c その他事業

① 介護相談員派遣事業

介護相談員が施設等を訪問し、サービス利用者の不満や疑問等に対応して改善の途を探るとともに、介護サービスの質の向上を目指します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担当課
延べ実施回数	115 回	126 回	推 進	介護福祉課
延べ面接人数	956 人	1,260 人		

② ケアプラン指導研修事業 (60ページ再掲)

③ 居宅介護支援事業者等助成事業

居宅介護支援等を受けていない要介護者等に対し、介護保険制度の住宅改修を行う際の必要書類の作成者に対し助成を行うことで、住宅改修の利用促進を図ります。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担当課
助成件数	19 件	53 件	推 進	介護福祉課

3. 介護保険料

(1) 介護保険の財源

介護保険の財源は、国や自治体の負担金と、40歳以上の方（第1号被保険者：65歳以上の方、第2号被保険者：40歳以上65歳未満の方）が納める保険料でまかなわれています。

(2) 所得段階の設定

第1号被保険者の保険料は、本人や世帯の所得等の状況により第3期事業計画では所得段階を7段階に設定しましたが、第4期事業計画では、負担能力に応じたよりきめ細やかな対応を図るため、9段階（特例第4段階を含めると実質10段階）として設定します。

所得段階別被保険者数の推計

所得段階	対象者	構成比	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者及び、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯	2.65%	958人	975人	986人
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	15.56%	5,632人	5,734人	5,796人
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階に該当しない	9.15%	3,312人	3,372人	3,409人
特例 第4段階	本人市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	19.18%	6,939人	7,064人	7,141人
第4段階	本人市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で上記を除く	8.99%	3,255人	3,313人	3,349人
第5段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満	8.41%	3,042人	3,098人	3,130人
第6段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満	12.23%	4,427人	4,506人	4,555人
第7段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満	16.09%	5,822人	5,928人	5,991人
第8段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満	4.32%	1,564人	1,592人	1,609人
第9段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上	3.42%	1,236人	1,258人	1,272人
合 計		100.00%	36,187人	36,840人	37,238人

(3) 第1号被保険者保険料の算出

第1号被保険者保険料は、標準給付費、地域支援事業費の合計額に応じて、次の①～⑤の手順に則って算出されます。

なお、以下の各金額については、すべて端数処理をして表示しています。

① 第1号被保険者負担相当額の算出

平成21年度から平成23年度の3年間の介護や予防にかかる費用の総額のうち、第1号被保険者が負担する額（全体の20%）を求めます。

$$\left(\boxed{\text{標準給付費}} + \boxed{\text{地域支援事業費}} \right) \times \boxed{\text{第1号被保険者負担割合}}$$

$$248 \text{ 億 } 9,169 \text{ 万円} \times 20\% = 49 \text{ 億 } 7,833 \text{ 万円}$$

② 保険料収納必要額の算出

介護保険制度全体の財政調整、安定運営のため、「調整交付金」の要素を加味して、第1号被保険者が負担する全体額を計算します。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{第1号} \\ \text{被保険者} \\ \text{負担相当額} \end{array}} + \left(\boxed{\begin{array}{c} \text{調 整} \\ \text{交 付 金} \\ \text{相 当 額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{調 整} \\ \text{交 付 金} \\ \text{見 込 額} \end{array}} \right)$$

$$49 \text{ 億 } 7,833 \text{ 万円} + (12 \text{ 億 } 1,001 \text{ 万円} - 8 \text{ 億 } 7,362 \text{ 万円}) = 53 \text{ 億 } 1,472 \text{ 万円}$$

③ 保険料賦課総額の算出

介護保険料の引き上げ幅を抑制するために、「介護給付費準備基金」から取崩す金額と、「介護従事者処遇改善臨時特例基金」*1から取崩す金額とを差し引き、予定される介護保険料収納率で除すことで、第1号被保険者保険料でまかなうべき総額を求めます。

*1 介護従事者処遇改善臨時特例基金：

介護職員の処遇改善を図る観点等から、平成21年度の介護報酬が増額改定されることに伴い、介護保険料が上昇するのを抑制するため、国が緊急特別対策として交付した臨時特例交付金を原資とした基金。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料} \\ \text{収 納} \\ \hline \text{必要額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{介護給付費} \\ \text{準備基金} \\ \hline \text{取 崩 額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{介護従事者処遇改善} \\ \text{臨時特例基金} \\ \hline \text{取 崩 額} \\ \hline \end{array} \right) \div \begin{array}{|c|} \hline \text{予定保険料} \\ \text{収納率} \\ \hline \end{array}$$

$$(53 \text{ 億 } 1,472 \text{ 万円} - 5 \text{ 億 } 8,217 \text{ 万円} - 6,935 \text{ 万円}) \div 98.00\% = 47 \text{ 億 } 5,836 \text{ 万円}$$

④ 保険料基準額(年額)の算出

第1号被保険者1人あたりの平均保険料(年額)を求めます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料賦課総額} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{第1号被保険者数} \\ \text{(所得段階別加入割合補正後)} \\ \hline \end{array}$$

$$47 \text{ 億 } 5,836 \text{ 万円} \div 110,148 \text{ 人} = 43,200 \text{ 円}$$

⑤ 保険料基準額(月額)の算出

第1号被保険者1人あたりの平均保険料(月額)を求めます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料基準額 (年額)} \\ \hline \end{array} \div 12$$

$$43,200 \text{ 円} \div 12 = 3,600 \text{ 円}$$

(4) 第1号被保険者保険料

第1号被保険者の所得段階ごとの保険料は下表のとおりになります。

所得段階	対象者	計算方法	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者及び、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯	基準額×0.45	19,400円
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.45	19,400円
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階に該当しない	基準額×0.70	30,200円
特例 第4段階	本人市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.90	38,800円
第4段階	本人市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で上記を除く	基準額	43,200円
第5段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10	47,500円
第6段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.25	54,000円
第7段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満	基準額×1.37	59,100円
第8段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満	基準額×1.50	64,800円
第9段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上	基準額×1.75	75,600円

(5) 介護給付費準備基金について

介護給付費準備基金は、第1号被保険者の介護保険料の余剰金を積み立て、適切に管理するために設置しているものです。事業計画期間内（3年間）において、保険料収入の余剰が生じた場合には、その余剰金を積み立て、保険料収入に不足が生じた場合には、基金から取り崩しを行うことにより、介護保険財政を安定的に運用していく役割を持っています。

また、事業計画最終年度の残額については、次期の事業計画期間内における保険料収入の一部として計画的に取り崩しを行うことにより、保険料の負担の軽減を図る効果ももっています。

4. 介護保険サービスの円滑な推進

(1) 低所得者への配慮

介護保険制度における低所得者対策は、制度の枠組みの中で、介護保険料の所得段階別徴収、高額介護（予防）サービス費の支給、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給、特定入所者介護（予防）サービス費の支給が設定されています。

また、負担軽減のための低所得者対策として、国・都制度としての生計困難者を対象とした介護保険サービス利用料の軽減や、小平市独自の低所得者対策として介護保険料の軽減、通所介護等の食費の助成事業を実施しています。

① 小平市介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担軽減事業（国・都制度）

市民税非課税世帯で収入及び預貯金額等が小平市の定める基準に該当する方について、介護保険サービス利用料の軽減を図ります。軽減される費用は、介護費・食費・居住費（滞在費）の自己負担額の一部です。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当課
助成対象事業者数	13事業者	17事業者	推 進	介護福祉課
認定証交付者数	25人	30人		

② 小平市生計困難者に対する介護保険料減免事業（市単独事業）

市民税非課税世帯で収入及び預貯金額等が小平市の定める基準に該当する方について、介護保険料の負担の軽減を図ります。保険料徴収の所得段階が第1段階（生活保護の受給者は除く）または第3段階の方が対象となります。

	平成18年度	平成19年度	方向性	担当課
減免対象者数	17人	18人	推進	介護福祉課

③ 通所介護等利用者助成事業（市単独事業）

介護保険の通所介護等サービスの利用者で市民税非課税世帯に該当する方について、サービス利用の促進を図るため、食費の一部を助成します。

	平成19年度	方向性	担当課
助成対象者数	519人	推進	介護福祉課

(2) 認定審査

被保険者が介護保険サービスを利用するためには、あらかじめ要介護等の認定を受けることが必要です。この認定は、介護サービスの必要度を判断する最も基礎となるものであり、要介護者・要支援者の自立を支援するために、客観的で適正な認定が行われる必要があります。

認定の申請を行うと、被保険者は認定調査を受け、この調査の結果と主治医意見書に基づき、市長が委嘱する保健・医療・福祉の学識経験者により構成する「小平市介護認定審査会」が要介護状態区分についての審査・判定を行った後、小平市が認定することとなります。

① 認定調査の公正性・公平性の確保と認定調査員の質の向上

小平市の認定調査体制は、市職員を中心に、市が委託する指定居宅介護支援事業所、介護保険施設のケアマネジャーが認定調査員として実施しています。この認定調査は、介護保険サービスの利用に密接に関係することから、各調査員に対して、東京都や小平市が行う研修や個別指導

を実施し、一層の公正性・公平性の確保に努めます。

② 認定の迅速性の確保

要介護等認定における審査・判定は、6合議体45名の介護認定審査会委員が行っています。小平市は、訪問調査、主治医意見書の取得、介護認定審査会の審査・判定、申請者への認定結果通知等一連の事務を行います。要介護認定については、関係機関の協力を得ながら、申請受付から訪問調査、調査内容の確認までの期間短縮、迅速化を図り、早期の認定に努めます。

(3) 介護サービスの質の向上

要介護等高齢者やその家族が、提供される介護サービスに満足を感じ、自立した生活を営むことができるよう、介護サービスの質の向上に努めていくことが重要です。

① ケアプラン指導研修事業 (60ページ、91ページ再掲)

② 介護相談員派遣事業 (91ページ再掲)

③ 第三者評価受審の支援 (52ページ再掲)

④ 個人情報保護に向けた取り組みの支援

「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、事業者等の個人情報保護に向けた取り組みを支援します。

(4) 給付適正化

介護給付費の増大が見込まれる中、給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保しつつ不適正な給付を削減することにより、介護保険制度への信頼感を高め、持続可能な介護保険制度に資することにつながります。

小平市においては、国の「介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ東京都と調整して作成した「介護給付適正化プログラム」の内容を中心に、要介護認定結果の点検、医療情報との突合、介護給付費通知、住宅改修の訪問調査、事業所に対する指導監督の実施等、今後も積極的に適正化の取り組みを進めていきます。

① 要介護認定結果の点検

要介護認定調査の結果に対し、全調査項目の内容を点検し、その際チェック項目や記載内容に不備や誤り等がある場合には、当該調査員に確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行います。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担当課
実施率	100%	100%	推 進	介護福祉課

② 医療情報との突合

東京都国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付との突合情報をもとに、介護サービス事業所に対してサービス実績を確認します。誤った請求や重複請求を調査し、過誤調整等を行います。

③ 介護サービス事業所に対する指導・監督の実施

平成 18 年度の介護保険法改正で、地域密着型サービス事業所の指定・監督事務が市町村の義務となり、また、介護サービス事業所に対する立ち入り調査権限が付与される等、保険者機能が強化されました。

介護保険法の趣旨・目的の理解を進め、介護報酬請求の過誤や不正の防止のため集団指導を実施します。また、「介護保険サービスの質の確保と向上」、「尊厳の保持」及び「高齢者虐待防止法の趣旨」、適正な介護報酬請求等を踏まえ、介護サービス事業所の所在地において関係書類を基に実地指導を行います。

今後は東京都との連携を図りながらさらに指導・監督を進めていきます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	方向性	担当課
実施状況	集団指導 1 回	集団指導 1 回 実地指導 3 ヶ所	充 実	介護福祉課

(5) 介護サービス情報提供の充実

要介護等高齢者やその家族が、必要とする介護サービスについて、多くの事業者から適切に選択することができるよう、サービス内容やその質などについて、具体的な情報提供に努めます。

① 広報活動の充実

介護保険制度の仕組みについてさらなる理解の普及を図るため、市報や高齢者福祉だより「明るいまち」、ホームページ等を活用した広報活動を充実し、情報提供を行います。

② 利用ガイドブックの発行

介護サービス提供事業者の情報を掲載した利用ガイドブックを発行して、申請時等に配布し、事業者の選択等に役立つよう活用を図ります。

③ 「介護サービス情報の公表」制度の普及

利用者が介護サービスの適切な選択ができるよう、介護サービス事業者に対して情報の公表を義務づける「介護サービス情報の公表」制度の普及を促進します。

第6章 計画の推進体制

1. 計画推進体制の整備

(1) 計画の進行管理

小平市介護保険運営協議会

保健・医療・福祉の関係者、介護サービス等の事業者、介護保険の被保険者、権利擁護・相談事業等を担う関係者、地域ケアに関する学識経験者等により構成される「小平市介護保険運営協議会」において、以下の項目について協議・検討を行い、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理に関すること
- ・地域包括支援センターに関すること
- ・地域密着型サービスに関すること
- ・その他介護保険事業の運営に関すること

会議は、互選により選出された委員長のもと、年に4回程度開催され、合議制によって運営されます。小平市は、その事務局としての役割を担います。

2. 関係機関等との連携

高齢者保健福祉及び介護保険事業の円滑な推進を図るため、社会福祉協議会、小平市シルバー人材センター、小平市医師会、東京都小平市歯科医師会、小平市薬剤師会、東京都多摩小平保健所等との連携・協力関係を維持していきます。

また、市内で活動するNPO、ボランティアサークル等の市民団体、自治会、高齢クラブ等の組織、協力関係にある民間企業等との連携・協働を推進していきます。

3. 国・東京都への要請

介護保険においては、サービス提供側の事業者が、経済・社会の変化により、介護にかかわる人材の確保が難しくなっている状況にあります。

今後は、より一層利用者のニーズに応じた十分なサービスの供給が確保されるよう、国、東京都へ働きかけ等を行っていきます。その他、社会福祉の根幹的な制度の充実、広域的対応が必要な課題の取り組みや財政支援等については、国や東京都に対して積極的に要請していきます。

資料編

1. 小平市介護保険運営協議会設置要綱

〔平成18年 4月 1日 制定〕
登録番号 4 - 59

(設置)

第1 小平市における介護保険の円滑な運営及び推進を図るために、小平市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置、運営及び評価に関すること。
- (3) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定、指定の取消し等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか介護保険事業を円滑に行うために必要な事項

(構成)

第3 協議会は、識見を有する者及び市民のうち市長が依頼する委員15人以内をもって構成する。

2 委員のうち6人以内は、公募により選任する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、依頼の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6 協議会は、会長が招集する。

(会議の公開)

第7 協議会の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8 協議会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9 協議会の庶務は、健康福祉部介護福祉課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2. 小平市介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 ・ 分 野
会 長	佐 野 英 司	白梅学園大学教授
副 会 長	仲 谷 善 彰	小平市医師会
委 員	安 部 明 美	公募市民
委 員	市 川 フミ子	公募市民
委 員	海 上 玲 子	小平市社会福祉協議会
委 員	尾 高 茂	公募市民
委 員	國 分 誠 子	公募市民
委 員	小 林 健 治	特別養護老人ホーム施設長 (平成21年 2月19日まで)
	吉 田 春 夫	特別養護老人ホーム施設長 (平成21年 2月20日から)
委 員	小 林 智 恵 子	小平市薬剤師会
委 員	佐 藤 正 孝	小平市歯科医師会
委 員	市 東 和 子	小平市民生委員児童委員協議会
委 員	清 水 太 郎	居宅介護支援事業者
委 員	栃 木 恵 美 子	公募市民
委 員	松 川 茂 雄	居宅介護サービス事業者
委 員	三 澤 洸	公募市民

3. 小平市介護保険運営協議会の検討経過

回	開催日	検討事項等
第1回	平成20年 5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営協議会運営事項の説明 ・ 運営協議会の役割と位置付けについて ・ 地域包括支援センターの設置と運営状況について ・ 地域密着型サービスの整備状況及び事業者の指定等について ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
第2回	平成20年 7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター活動報告について ・ 介護保険事業状況速報 ・ 介護保険料納入通知書の発送について ・ 訪問介護における自立生活支援・意欲向上のための外出介助について ・ パンフレット「介護サービスを初めて利用される方へ（案）」 ・ 地域密着型サービス事業所の指定等について ・ 認知症高齢者グループホームの設置状況 ・ 高齢者のボランティア活動の支援について ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
第3回	平成20年 9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービス事業所の指定等について ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ・ 高齢者のボランティア活動の支援について
第4回	平成20年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度介護保険事業の概要 ・ 地域密着型サービス事業所の指定等について ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

第5回	平成20年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービス事業所の指定等について ・ 地域包括支援センター活動報告について ・ 介護予防事業の実施状況について ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する意見等の報告について ・ 第4期介護保険料の考え方について
第6回	平成21年 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービス事業所の指定等について ・ 地域包括支援センター活動報告について ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について ・ 要介護認定の制度改正について

4. 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定調整会議設置要領

(設置)

第1 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定について検討を行うために、小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 調整会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3 調整会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4 調整会議に会長及び副会長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5 調整会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第6 調整会議に事務の円滑な推進を図るため、ワーキングチーム（以下「チーム」という。）を置く。

- 2 チームメンバーは、会長が別に定める。
- 3 チームにリーダー、サブリーダー及びオブザーバーを置き、会長が指名する。
- 4 リーダーは、会議を総理し、チームの議長となる。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

- 6 チームの会議は、リーダーが招集する。
- 7 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第7 リーダーは、チームの検討等の結果を調整会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8 調整会議及びチームの庶務は、健康福祉部高齢者福祉課が処理する。

(設置期間)

第9 調整会議及びチームの設置期間は、平成20年1月4日から平成21年3月31日までとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この要領は、平成20年1月4日から施行する。

別表 (第3、第4関係)

	職 務 名
会 長	健康福祉部長
副会長	健康福祉部介護福祉課長
委 員	健康福祉部高齢者福祉課長
委 員	健康福祉部障害者福祉課長
委 員	健康福祉部生活福祉課長
委 員	健康福祉部健康課長
委 員	健康福祉部保険年金課長

5. 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定調整会議、 ワーキングチーム名簿

小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定調整会議名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	北 田 泰 造	健康福祉部長
副会長	遠 藤 毅	健康福祉部介護福祉課長
委 員	関 根 國 弘	健康福祉部高齢者福祉課長 (平成20年3月31日まで)
	橋 田 秀 和	健康福祉部高齢者福祉課長 (平成20年4月1日から)
委 員	岡 村 秀 哉	健康福祉部障害者福祉課長
委 員	橋 田 秀 和	健康福祉部生活福祉課長 (平成20年3月31日まで)
	齊 藤 豊	健康福祉部生活福祉課長 (平成20年4月1日から)
委 員	藤 井 重 男	健康福祉部健康課長
委 員	鶴 巻 好 生	健康福祉部保険年金課長

ワーキングチーム名簿

役 職	氏 名	所 属
リーダー	阿 部 和 幸	健康福祉部介護福祉課
サブリーダー	後 藤 博	健康福祉部高齢者福祉課
メンバー	丸 田 麻 世	健康福祉部高齢者福祉課
メンバー	山 本 清 隆	健康福祉部介護福祉課
メンバー	百々 健太郎	健康福祉部介護福祉課
メンバー	木村 いるる	健康福祉部障害者福祉課
メンバー	土 戸 浩 幸	健康福祉部生活福祉課
メンバー	高 宮 真 希	健康福祉部健康課
メンバー	中 野 健 三	健康福祉部保険年金課
オブザーバー	相 澤 良 子	企画政策部政策課
事務局	天 野 岳 洋	健康福祉部高齢者福祉課
事務局	後 藤 弘 和	健康福祉部高齢者福祉課

6. 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定調整会議、 ワーキングチームの検討経過

小平市高齢者地域保健福祉計画・介護保険事業計画策定調整会議

回	開催日	議題・検討事項
第1回	平成20年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> 策定調整会議設置要領について 策定調整会議に係る体制について 計画策定の基本方針（案）について 介護保険運営協議会委員の市民公募について
第2回	平成20年 4月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ワーキングチームメンバーの推薦について
第3回	平成20年 4月30日	<ul style="list-style-type: none"> 計画内容の協議 骨子（案） 第1章「計画策定にあたって」
第4回	平成20年 7月 7日	<ul style="list-style-type: none"> 計画内容の協議 第2章「市の現状と課題」
第5回	平成20年 9月 2日	<ul style="list-style-type: none"> 計画内容の協議 第3章「計画の基本的な考え方」 第4章「高齢者保健福祉計画の推進」 第5章「介護保険事業計画の推進」
第6回	平成20年11月 2日	<ul style="list-style-type: none"> 計画（素案）内容の協議 第3章「計画の基本的な考え方」 第4章「高齢者保健福祉計画の推進」 第5章「介護保険事業計画の推進」 第6章「計画の推進」
第7回	平成20年12月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 市民懇談会の開催報告、パブリックコメントについて 介護保険料の考え方について
第8回	平成21年 1月13日	<ul style="list-style-type: none"> 市民意見の収集と反映について 計画（原案）の協議について

ワーキングチーム会議

回	開催日	議題・検討事項
第1回	平成20年 4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画について ・ 計画策定について ・ ワーキングチームの検討事項について
第2回	平成20年 7月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画内容の協議 第2章「市の現状と課題」
第3回	平成20年 8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画内容の協議 第3章「計画の基本的な考え方」 第4章「高齢者保健福祉計画の推進」 第5章「介護保険事業計画の推進」
第4回	平成20年10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画（素案）内容の協議 第3章「計画の基本的な考え方」 第4章「高齢者保健福祉計画の推進」 第5章「介護保険事業計画の推進」 第6章「計画の推進体制」
第5回	平成20年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画（素案）の協議 第1章～第6章 ・ 市民懇談会の報告
第6回	平成21年 1月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意見の収集と反映について ・ 計画（原案）の協議について

7. 市民懇談会等

市民懇談会

	日 程	会 場	参加者数
1	平成20年11月 6日 19時～21時	東部市民センター	6人
2	平成20年11月 7日 19時～20時30分	中島地域センター	3人
3	平成20年11月 8日 14時～15時30分	小平元気村おがわ東	3人
4	平成20年11月12日 10時～11時30分	上水南公民館	3人
5	平成20年11月13日 10時～11時30分	小川西町公民館	8人
		計	23人

持参・ファクシミリによるご意見

意見受付期間	平成20年11月7日～11月20日
意見受付人数	3人

小平市高齢者保健福祉計画
小平市介護保険事業計画

平成21年 3月発行

発行： 小平市健康福祉部高齢者福祉課
小平市健康福祉部介護福祉課
〒187-8701
小平市小川町2丁目1333番地

小平市健康福祉部高齢者福祉課
電話： 042-346-9537
FAX： 042-346-9498
電子メール： df0012@city.kodaira.lg.jp

小平市健康福祉部介護福祉課
電話： 042-346-9823
FAX： 042-346-9498
電子メール： kaigo-fks@city.kodaira.lg.jp

¥400

この印刷物は、再生紙を利用しています。